誰もが自立してともに暮らすまちをめざして

第6期 岐阜市障害福祉計画第2期 岐阜市障害児福祉計画

もくじ

| (2) 障害者総合支援法と障害福祉計画 2 (4) 岐阜市の取り組み 2 サービスの体系 3 計画の性格 (1) 計画の位置付け 6 (2) 計画の範囲 5 基本理念 6 基本目標 (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意 8 次定の支援 8 (2) 障がいの種別によらないサービス等の 提供 8 (3) 個々の課題に対応したサービス等の提供体制の整備 8 ニーズの把握等 第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題 7 ニーズの把握等 第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題 1 障がい者手帳等の所持者数とサービスの利用者数 (1) 人口 12 (3) サービスの利用者数 (2) 障がい者手帳等の所持者数 13 (3) 世域生活支援事業の状況 30 歳未満) (5) 住居や生活等 | | 論 | 総訴 | 第1章 | |
|--|-----|--|------|---|----------|
| (2) 障害者総合支援法と障害福祉計画 2 (4) 岐阜市の取り組み 2 サービスの体系 3 計画の性格 (1) 計画の位置付け 6 (2) 計画の範囲 5 基本理念 6 基本目標 (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意 8 次定の支援 8 (2) 障がいの種別によらないサービス等の 提供 8 (3) 個々の課題に対応したサービス等の提供体制の整備 8 ニーズの把握等 第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題 7 ニーズの把握等 第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題 1 障がい者手帳等の所持者数とサービスの利用者数 (1) 人口 12 (3) サービスの利用者数 (2) 障がい者手帳等の所持者数 13 (3) 世域生活支援事業の状況 30 歳未満) (5) 住居や生活等 | | | | 計画策定の背景 | I i |
| 2 サービスの体系 3 計画の性格 (1) 計画の位置付け 6 (2) 計画の範囲 4 計画の期間 5 基本理念 6 基本目標 (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意 (4) 障がいのある児童の健やかな育成 おの発達支援 (2) 障がいの種別によらないサービス等の 提供 8 (3) 個々の課題に対応したサービス等の提供体制の整備 8 (7) ニーズの把握等 第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題 1 障がい者手帳等の所持者数とサービスの利用者数 (1) 人口 12 (3) サービスの利用者数 (1) 人口 12 (3) サービスの利用者数 (2) 障がいるある人の現状とニーズ (4) 障害児通所支援サービス等の状況 (5) 住居や生活等 (5) 体表 (5) 住居や生活等 | | 児童福祉法と障害児福祉計画・・・・・・ | (3) | 1) 障がいのある人に対する法制度の変遷···2 | _ (1) |
| 3 計画の性格 (1) 計画の位置付け 6 (2) 計画の範囲 4 計画の期間 5 基本理念 6 基本目標 (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援 8 めの発達支援 8 めの発達支援 9 り組み 9 り組み 9 日本の担握等 第 2 章 障がいのある人を取り巻く現状と課題 1 障がい者手帳等の所持者数とサービスの利用者数 9 日本の担握等 第 2 章 障がいのある人を取り巻く現状と課題 1 障がい者手帳等の所持者数とサービスの利用者数 9 日本の利用者数 9 日本の利用者を利用者を利用者を利用者を利用者を利用者を利用者を利用者を利用者を利用者を | | 岐阜市の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (4) | 2) 障害者総合支援法と障害福祉計画2 | (2) |
| (1) 計画の位置付け 6 (2) 計画の範囲 4 計画の期間 5 基本理念 6 基本目標 (4) 障がいのある人の自己決定の尊重と意 8 めの発達支援 8 めの発達支援 (2) 障がいの種別によらないサービス等の 2 機供 8 (3) 個々の課題に対応したサービス等の提 (4) 障がいのある人の社会参加を支えり組み (5) 障がいのある人の社会参加を支えり組み (7) 上一 で で の で で で で で で で で で で で で で で で で | | | | サービスの体系 ——— | 2 5 |
| 4 計画の期間 | | | | 計画の性格 | 3 言 |
| 基本目標 | | 計画の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (2) | 1) 計画の位置付け6 | _ (1) |
| (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意 (4) 障がいのある児童の健やかな育成・思決定の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | 計画の期間 ———— | 1 |
| (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | 基本理念 | 5 |
| 思決定の支援 8 めの発達支援 (2) 障がいの種別によらないサービス等の 提供 (5) 障がいのある人の社会参加を支え り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | 基本目標 ———————————————————————————————————— | 3 |
| (2) 障がいの種別によらないサービス等の提供 (5) 障がいのある人の社会参加を支えり組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | . , | | |
| 提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | | |
| (3) 個々の課題に対応したサービス等の提供体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | ν-, | | |
| 第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題 1 障がい者手帳等の所持者数とサービスの利用者数 (1) 人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |) hate) | | | |
| 第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題 「おい者手帳等の所持者数とサービスの利用者数 (3) サービスの利用者数 (2) 障がい者手帳等の所持者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | 供体制の整備・・・・・・・・・・・ 8 | 付 |
| 1 障がい者手帳等の所持者数とサービスの利用者数 (1) 人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | J巻く現状と課題 | | | |
| (1) 人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | | |
| (2) 障がい者手帳等の所持者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | | |
| 2 障がいのある人の現状とニーズ (1) 実態調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | サービスの利用者数 | (3) | | |
| (1) 実態調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | 2) 障がい者手帳等の所持者数13 | (2) |
| (4) 障害死題が又援り一と入事の状況 (2) 障害福祉サービスの状況(18歳以上)・・30 歳未満)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | : | _ | | 障がいのある人の現状とニーズ ——— | 2 |
| (3) 地域生活支援事業の状況······ 34 (5) 住居や生活等···································· | (18 | 障害児通所支援サービス等の状況(| (4) | 1) 実態調査結果の概要27 | (1) |
| | | 歳未満)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 方 | 2) 障害福祉サービスの状況(18歳以上)・・30 | (2) |
| | | 住居や生活等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (5) | 3) 地域生活支援事業の状況····· 34 | (3) |
| 第3章 成果目標 | | 標 | 成果目標 | 第3章 | |
| | | | | | |
| 1 国の基本指針 | | | | 国の基本指針 | ╗ |

| (1) | 施設入所者の地域生活への移行・・・・・44 | (5) 相談支援体制の充実・強化等 | 45 |
|--|--|--|--|
| (2) | 地域生活支援拠点等が有する機能の充 | (6) 障害福祉サービス等の質の向上のため | |
| ; | 実 · · · · · · · · · 44 | の体制構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 45 |
| (3) | 福祉施設から一般就労への移行等・・・・・44 | | |
| (4) | 障害児通所支援サービスの提供体制の 整備等・・・・・・・・・・・・・45 | | |
| 2 | 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉 | 計画の目標と実績 | 46 |
| (1) | 施設入所者の地域生活への移行・・・・・46 | (4) 福祉施設から一般就労への移行等・・・・・ | 48 |
| (2) | 精神障がいにも対応した地域包括ケア システムの構築 ・・・・・・・・・・・ 47 | (5) 障害児通所支援サービスの提供体制の 整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 49 |
| (3) | 地域生活支援拠点等の整備・・・・・・・47 | | |
| 3 | 計画の目標 | | 50 |
| (1) | 施設入所者の地域生活への移行・・・・・ 50 | (5) 相談支援体制の充実・強化等 | 52 |
| (2) | 地域生活支援拠点等が有する機能の充 | (6) 障害福祉サービス等の質の向上のため | |
| | 実 · · · · · · · 50 | の体制構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 52 |
| (3) | 福祉施設から一般就労への移行等・・・・・51 | | |
| (4) | 障害児通所支援サービスの提供体制の 整備等・・・・・・52 | | |
| • | 正明寸 02 | | |
| | | | |
| | | | |
| | 第4章 障害者 | 福祉サービス | |
| | | 福祉サービス | 54 |
| ш ' | 訪問系サービス ―――― | | 54 |
| ш ' | | | |
| ш ' | 訪問系サービス ―――― | | 57 |
| 2 | 訪問系サービス 日中活動系サービス | | 57 61 |
| 2 (1) | 訪問系サービス 日中活動系サービス 生活介護 57 | (6) 就労継続支援(A型)······ | 57 61 61 |
| (1) (2) | 訪問系サービス ———————————————————————————————————— | (6) 就労継続支援(A型)···································· | 57 61 61 62 |
| (1) (2) (3) | 訪問系サービス ———————————————————————————————————— | (6) 就労継続支援(A型) · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 57 61 61 62 63 |
| (1) (2) (3) (4) (5) | 訪問系サービス — 57 生活介護 57 自立訓練 (機能訓練) 58 自立訓練 (生活訓練) 58 宿泊型自立訓練 (生活訓練) 59 就労移行支援 60 | (6) 就労継続支援 (A型) ···································· | 57 61 61 62 63 64 |
| (1) (2) (3) (4) (5) | 訪問系サービス ———————————————————————————————————— | (6) 就労継続支援(A型)···································· | 57 61 61 62 63 64 |
| (1) (2) (3) (4) (5) | 訪問系サービス — 57 中活動系サービス — 57 生活介護 58 自立訓練(機能訓練) 58 自立訓練(生活訓練) 58 宿泊型自立訓練(生活訓練) 59 就労移行支援 60 居住系サービス — 65 | (6) 就労継続支援 (A型) ···································· | 57 61 61 62 63 64 65 |
| (1) (2) (3) (4) (5) | 訪問系サービス ———————————————————————————————————— | (6) 就労継続支援(A型)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 57 61 61 62 63 64 65 |
| (1) (2) (3) (4) (5) (3) (1) (2) | 訪問系サービス ———————————————————————————————————— | (6) 就労継続支援(A型)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 57 61 61 62 63 64 65 66 |
| 2 (1) (2) (3) (4) (5) (1) (2) (4) 4 | 訪問系サービス — 57 自立訓練(機能訓練) 58 自立訓練(性活訓練) 58 自立訓練(生活訓練) 59 就労移行支援 60 居住系サービス — 自立生活援助 65 共同生活援助 65 共同生活援助 (グループホーム) 65 相談支援等 — 66 日本・10 日本・1 | (6) 就労継続支援 (A型) ···································· | 57 61 62 63 64 65 66 |
| (1) (2) (3) (4) (5) (3) (1) (2) | 訪問系サービス — 57 自立訓練(機能訓練) 58 自立訓練(性活訓練) 58 自立訓練(生活訓練) 59 就労移行支援 60 居住系サービス — 自立生活援助 65 共同生活援助 65 共同生活援助 (グループホーム) 65 相談支援等 — 66 日本・10 日本・1 | (6) 就労継続支援(A型) ···································· | 57 61 62 63 64 65 66 |

| 5 | 地域生活支援拠点等 ———————————————————————————————————— | | | 71 |
|-----|--|------|--|----|
| 6 | 障害福祉サービス等の質の向上 ———— | | | 72 |
| (1) | 障害福祉サービス等に係る各種研修の | (3) | 指導監査結果の共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 73 |
| | 活用72 | | | |
| (2) | 障害者自立支援審査支払等システムに よる審査結果の共有 ・・・・・・・・・ 72 | | | |
| | 第5章 地域生活 | 5支援 | 爰 <u>事</u> 業 | |
| 1 | 必須事業 | | | 76 |
| (1) | ヱ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚ヹ゚゚゚゚゚゚ヹ゚゚゚゚゚゚゙゚ヹ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚ | (8) | 手話奉仕員養成研修事業・専門性の高い | 10 |
| (2) | 自発的活動支援事業 · · · · · · · · · · · 76 | ` ' | 意思疎通支援を行う者の養成研修事業・・・・ | 79 |
| (3) | 相談支援事業・・・・・・・・・・・ 76 | (9) | 日常生活用具給付等事業 · · · · · · · · · · | 80 |
| (4) | 成年後見制度利用支援事業······77 | (10) | 移動支援事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 80 |
| (5) | 成年後見制度法人後見支援事業・・・・・ 78 | (11) | 地域活動支援センター事業・・・・・・・・・ | 81 |
| (6) | 意思疎通支援事業・・・・・・・・・・ 78 | (12) | 障害児等療育支援事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 82 |
| (7) | 専門性の高い意思疎通支援を行う者の | (13) | 広域的な支援事業(精神障害者地域生活 | |
| | 派遣事業 · · · · · · · · · 79 | 3 | 支援広域調整等事業) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 82 |
| 2 | 任意事業 ———————————————————————————————————— | | | 83 |
| (1) | 訪問入浴サービス事業・・・・・・・ 83 | (6) | 障害者虐待防止対策支援 · · · · · · · · · · | 86 |
| (2) | 日中一時支援事業 · · · · · · · · · 83 | (7) | その他の日常生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 86 |
| (3) | 福祉ホーム事業 ・・・・・・・・・ 84 | (8) | 巡回支援専門員整備(就学前巡回相談事 | |
| (4) | 盲人ホーム ・・・・・・ 84 | 3 | 巻) · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 86 |
| (5) | 社会参加支援 · · · · · · · · · · · · · 85 | | | |
| | 第6章 障害児通所3 | を援せ | ナービス等 | |
| 1 | 障害児通所支援 ———————————————————————————————————— | | | 88 |
| (1) | 児童発達支援 · · · · · · · · · · · · · · 88 | (4) | 保育所等訪問支援 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 90 |
| (2) | 医療型児童発達支援 · · · · · · · · 88 | (5) | 居宅訪問型児童発達支援 | 91 |
| (3) | 放課後等デイサービス・・・・・・・89 | | | |
| 2 | 障害児相談支援等 ———————————————————————————————————— | | | 92 |
| (1) | 障害児相談支援・・・・・・・・・・・・92 | (2) | 医療的ケア児支援コーディネーター・・・・ | 92 |
| 3 | □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ | | | |
| | 保育所(園)・認定こども園······ 94 | | | |
| (1) | 休月月 (圏) 「 | (Z) | 以际夜几里胜土月队争未 | 90 |

| | 第7章 計画の推進に向けて | | | | | | | | | |
|------|--|---|--------------------|-------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 1 (1 | 推進体制 — 98) 総合的な推進体制 · · · · · · 98 進捗管理 — 98 | | 関係機関との連携支援体制・・・・・・ | — 98 ···· 98 — 99 | | | | | | |
| (1 | | | | | | | | | | |
| | 第8章 資 | ; | 料 | | | | | | | |
| 1 | 計画策定の方法 ———— | | | — 102 | | | | | | |
| 2 | 計画の諮問機関等 | | | — 103 | | | | | | |

(1) 岐阜市障害者施策推進協議会……… 103 (2) 岐阜市障害者総合支援協議会…… 106

_____ 109

3 計画策定の経過 _____

○第2章において、出典を「資料」として明記していない図表の出典は、令和2年3月「障害福祉計画・ 障害児福祉計画策定実態調査結果報告書」であり、図表中の下表の左欄の用語については、右欄の略 称を用いています。

| 用語 | 略称 |
|------------------|-------|
| 身体障害者手帳 | 身体手帳 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 精神手帳 |
| 特定医療費(指定難病)受給者証 | 指定難病 |
| 小児慢性特定疾病医療受給者証 | 小児疾病 |
| 手帳を2つ以上所持 | 複数所持 |
| 障害者手帳を持っていない人 | 不 所 持 |
| 障害支援区分認定者 | 認定者 |
| 障害支援区分認定を受けていない人 | 認定者以外 |



1 計画策定の背景

(1) 障がいのある人に対する法制度の変遷

障がいのある人に対する福祉サービス等は、身体に障がいのある人が身体障害者 福祉法、知的障がいのある人が知的障害者福祉法、精神に障がいのある人が精神保 健及び精神障害者福祉に関する法律により「福祉の措置」として実施されてきまし たが、平成15 (2003) 年度から平成17 (2005) 年度の「支援費制度」を経て、平成 18 (2006) 年度から障害者自立支援法に移行しました。

65歳以上の要援護者に対する福祉サービス等については、老人福祉法による「福祉の措置」として実施されていましたが、平成12 (2000) 年度から介護サービスについては「社会保険」である介護保険法に移行しました。また、障がいのある児童に対する支援は、幾多の改正を経ながら児童福祉法により実施されています。

(2) 障害者総合支援法と障害福祉計画

平成15 (2003) 年度から施行された支援費制度は、想定外の利用量の急増により 財源不足に陥り、各種サービスの提供や相談支援体制についても市町村格差が目 立ってきました。また、精神に障がいのある人は制度の対象になっていなかったこ ともあり、身体や知的障がいのある人のサービスに比較して立ち後れが指摘されて いました。さらに、利用者の入所期間の長期化等により、福祉施設の機能と利用者 の実態が乖離する等の状況にあるほか、入所者の地域生活への移行や就労の支援と いった新たな課題への対応が求められていました。このような状況への対応策とし て、平成17 (2005) 年11月に、障害者自立支援法が公布されました。障害者自立支 援法では、市町村に障害福祉計画の策定を義務づけました。

平成22 (2010) 年12月には、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、①利用者負担を見直し、②障害者の範囲に発達障がい等を加え、③相談支援の充実等の改正が行われました。

平成24 (2012) 年6月には、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法が改正されました。この法律により、法律名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」といいます。)に改めるとともに、①障害者の範囲に難病患者等を加え、②「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、障害福祉サービスにおいて、③重度訪問介護の対象者の拡大、

④ケアホームのグループホームへの一元化等が行われました。

平成28 (2016) 年6月に公布された障害者総合支援法の改正では、①障害福祉サービスに自立生活援助および就労定着支援を加え、②医療機関への入院時も重度訪問介護の利用を認めるとともに、③障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢の障がいのある人の利用者負担の軽減等が定められました。

(3) 児童福祉法と障害児福祉計画

前述のとおり、障害児通所支援や障害児相談支援等(以下「障害児通所支援サービス等」といいます。)は、児童福祉法に規定されています。平成28 (2016) 年6月に公布された児童福祉法の改正では、①障害児福祉計画の策定を市町村に義務づけるとともに、②居宅訪問型児童発達支援の新設、③医療的ケアを必要とする障がいのある児童の適切な支援等が定められました。

(4) 岐阜市の取り組み

このような中、岐阜市としては、平成19(2007)年3月に「第1期岐阜市障害福祉計画」、平成21(2009)年3月に「第2期岐阜市障害福祉計画」、平成24(2012)年3月に「第3期岐阜市障害福祉計画」、平成27(2015)年3月には「第3次岐阜市障害者計画」と合わせて「第4期岐阜市障害福祉計画」、平成30(2018)年3月には「第5期岐阜市障害福祉計画」を第20、障害福祉計画」を第20、障害福祉サービス等や障害児通所支援サービス等の円滑な実施を図ってきました。

引き続き、障害福祉サービス等や障害児通所支援サービス等の円滑な実施を図るため、「第6期岐阜市障害福祉計画・第2期岐阜市障害児福祉計画」を策定します。

2 サービスの体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。また、自立支援給付の「介護給付」には、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「生活介護」「療養介護」「短期入所」「施設入所支援」、「訓練等給付」には、「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」「就労定着支援」「自立生活援助」「共同生活援助(グループホーム)」があり、「障害福祉サービス」はこれら15のサービスの総称です。障害福祉サービスは、18歳から64歳までの障がいのある人に適用されるのはもちろんですが、「居宅介護」「短期入所」などの介護給付の一部や「就労移行支援」などの訓練等給付は、18歳未満の障がいのある児童にも適用されます。また、「同行援護」などの障害福祉サービス固有のものは、65歳以上の人にも適用されます。なお、要介護認定者には、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は介護保険サービスが適用されますが、「施設入所支援」など、65歳に至るまで相当の期間にわたり障害福祉サービスを利用している場合などは、65歳以上も引き続き適用されます。

児童福祉法には、「障害児通所給付」として、「児童発達支援」「医療型児童発達支援」 「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」の5つのサービス、「障害児入所給付」として、「福祉型」と「医療型」があり、原則として、18歳未満に適用されます。なお、「障害児入所給付」は、都道府県が実施します。



図表1-1 サービスの適用年齢区分

図表1-2 市町村障害福祉サービス等・障害児通所支援サービス等の体系図

自立支援給付

相談支援給付

- •計画相談支援
- •地域移行支援
- •地域定着支援

介護給付

- ·居宅介護
- •重度訪問介護
- •同行援護
- •行動援護
- •重度障害者等包括支援
- •生活介護
- •療養介護
- •短期入所(福祉型•医療型)
- •施設入所支援

訓練等給付

- ·自立訓練(機能訓練·生活訓練)
- ·宿泊型自立訓練(生活訓練)
- •就労移行支援
- ·就労継続支援(A型·B型)
- •就労定着支援
- •自立生活援助
- ・共同生活援助(グループホーム)

補装具給付

自立支援医療給付

地域生活支援事業

- •理解促進研修•啓発事業
- •自発的活動支援事業
- •相談支援事業
- •成年後見制度利用支援事業
- •成年後見制度法人後見支援事業
- •意思疎通支援事業
- •意思疎通支援者養成研修事業
- •日常生活用具給付等事業
- ·移動支援事業
- ・地域活動支援センター事業
- 障害児等療育支援事業
- ・訪問入浴サービス事業
- •日中一時支援事業
- ・福祉ホーム事業
- •社会参加支援事業
- 障害者虐待防止対策支援事業
- ・その他日常生活支援 等

障害児通所給付等

障害児相談支援給付

•障害児相談支援

障害児通所給付

- •児童発達支援
- •医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- •保育所等訪問支援
- •居宅訪問型児童発達支援



障がいの

ある人

P

3 計画の性格

(1) 計画の位置付け

第6期岐阜市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、厚生労働省が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」といいます。)を踏まえ、岐阜市における、令和3 (2021) 年度から3年間の障害福祉サービス等の見込量とその確保策などを示す計画です。

第2期岐阜市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画として、厚生労働省が示す基本指針を踏まえ、岐阜市における、令和3(2021)年度から3年間の障害児通所支援サービス等の見込量とその確保策などを示す計画です。

ともに、第4次岐阜市障害者計画の福祉サービス分野における実施計画としての 性格を有し、岐阜市地域福祉推進計画をはじめ、岐阜市高齢者福祉計画、岐阜市子 ども・子育て支援事業計画など、関連する計画との調和を図りつつ、策定し、推進 していきます。

(2) 計画の範囲

第6期岐阜市障害福祉計画・第2期岐阜市障害児福祉計画における障がいのある 人とは、身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神に障がいのある人、発 達障がいのある人、難病患者等です。

4 計画の期間

第6期岐阜市障害福祉計画・第2期岐阜市障害児福祉計画の期間は、令和3 (2021) 年度から令和5 (2023) 年度までの3年間とします。

ただし、計画の進捗の評価等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行うこととします。

図表1-3 計画の期間

| | 平 成 24 年 度 | 平 成 25 年 度 | 平 成 26 年 度 | 平 成 27 年 度 | 平 成 28 年 度 | 平 成 29 年 度 | 平 成 30 年 度 | 令 和 元 年 度 | 令 和 2 年 度 | 令和3年度 [| 令 和 4 年 度 | 令和 5 年度 |
|---------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|------------|-----------------------|---------|
| 44.0-4- | | 欠障害者 成 17 年 | | 第3岁 | マ障害者 | 計画・ | | 1 | 第4次障 | 害者計画 | Ī | |
| 岐阜市 | 第3期 | 障害福祉 | 业計画 | 第4期 | 障害福祉 | 止計画 | | 障害福 章害児福 | | | 障害福福 章害児福 | |
| | | | | | | | | | | | | |

5 基本理念

第4次岐阜市障害者計画は、障害者基本法や障害者総合支援法等の趣旨(「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」)等を踏まえ、基本理念に「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」を掲げています。

したがって、第6期岐阜市障害福祉計画・第2期岐阜市障害児福祉計画においても、 「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」を基本理念とし、障害福祉サービス等 や障害児通所支援サービス等の一層の充実を図ります。

6 基本目標

基本理念のもと、厚生労働省が示す基本指針を踏まえつつ、次の5つの基本目標を定め、障害福祉サービス等や障害児通所支援サービス等の一層の充実を図ります。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会の実現に向け、障がいのある人が、可能な限り、自らの決定に基づく支援を受けられるよう配慮するとともに、障がいのある人の自立と社会参加が図られるよう、ニーズ等を踏まえた新たなサービスの検討・検証を行い、サービス等の提供体制の整備に努めます。

(2) 障がいの種別によらないサービス等の提供

サービス等の提供にあたっては、身体障がい、知的障がい、精神障がい(高次脳機能障がいを含みます。)、発達障がい、難病等の障がい種別にかかわらず、これらの障がいのある人が必要な時に適切なサービスを受けられるよう、ニーズ等を踏まえ、サービス等の提供体制の確保に努めます。

(3) 個々の課題に対応したサービス等の提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行や地域生活を継続するための支援、就労への支援、高齢化等に伴う支援のあり方、サービス提供事業所における人材の確保などの課題に対応し、障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みを構築するため、地域生活支援の拠点等の整備やNPOなどによるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、個々の課題に対応するよう、サービス等の提供体制の整備に努めます。

なお、地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、障がいのある人の重度化やその家族を含めた高齢化に伴う親なき後などの課題を見据え、地域生活に対する安心感を担保し、自立を希望する人に対する支援に取り組みます。また、相談支援を中心に、ライフステージごとに応じた支援と切れ目のない支援に努めます。

(4) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童の健やかな育成を支援する観点から、発達の遅れや障がいなど に早期に対応できるよう、質の高いサービス等の提供体制の整備に努めることによ り、保育や教育等において、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成 長できる環境づくりを推進します。また、ライフステージに応じた切れ目のない支援や医療的ケアを必要とする児童に対する支援体制の構築を図るため、関係機関等との連携に努めます。

(5) 障がいのある人の社会参加を支える取り組み

障がいのある人が、その個性や能力を発揮し、地域社会における様々な活動に参加できるよう、ニーズ等を踏まえ、就労をはじめ、スポーツや文化芸術などの多様な活動に参加するための機会の確保に努めます。

7 ニーズの把握等

計画の策定にあたり、障がいのある人のニーズ等を把握するために、令和元 (2019) 年11月に「障害福祉計画・障害児福祉計画策定実態調査」(以下「実態調査」といいます。)と令和2 (2020)年6月から7月に障がい者関係団体等との意見交換、同年9月に「事業所状況調査」を実施しました。

図表1-4 実態調査結果の概要

| 調査対象 | 調査方法 | 調査数 | 回答数 | 回答率(%) |
|--------------------|-------------------------------------|--------|--------|--------|
| ①18歳以上の障がいのある人 | 障害福祉サービス等 受給者から、対象者 を抽出し、郵送によ | 2, 000 | 1, 024 | 51. 2 |
| ②18歳未満の障 がいのある人 | り調査票を配布・回収 | 1, 000 | 504 | 50. 4 |

図表1-5 意見交換を実施した障がい者関係団体等

対象団体(17団体)

岐阜市身体障害者福祉協会

岐阜地区知的障がい者育成会

岐阜市視覚障害者福祉協会

岐阜市聴覚障害者協会

岐阜市肢体不自由児者父母の会

特定非営利活動法人 障害者自立センターつっかいぼう

特定非営利活動法人 岐阜県難病団体連絡協議会岐阜支部

岐阜県自閉症協会岐阜市ブロック

岐阜市重症心身障害児(者)を守る会

岐阜市あけぼの会 (精神障害者家族会)

岐阜市立岐阜特別支援学校PTA

社会福祉法人 いぶき福祉会

社会福祉法人 岐東福祉会

社会福祉法人 舟伏

社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会

社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団

特定非営利活動法人 ぎふ難聴者協会

図表 1 - 6 事業所状況調査結果の概要

| 調査対象 | 調査方法 | 調査数 | 回答数 | 回答率(%) |
|------------|------|-----|-----|--------|
| 事業所を運営する法人 | 郵送等 | 285 | 182 | 63. 9 |



第2章

障がいのある人を 取り巻く現状と課題



|1|障がい者手帳等の所持者数とサービスの利用者数

(1) 人口

令和2年4月1日現在、岐阜市の人口は408,109人であり、緩やかな減少傾向にあ ります。

これを年齢階層別にみると、18歳未満は61,700人(15.1%)、18歳以上65歳未満は 229,608人(56.3%)、65歳以上は116,801人(28.6%)です。18歳未満と18歳以上65 歳未満は減少傾向にあり、65歳以上は増加傾向にあります。

図表2-1 人口の推移(各年4月1日現在)

| (|) | 100, 000 | 200, 000 | 300, | 000 | 400,000 | 500,000(人) |
|---|---------|----------|----------|------|--------|---------|------------|
| 平成27年 | 66, 307 | | 237, 202 | | 110, | 873 | 414, 382 |
| 平成28年 | 65, 571 | | 234, 232 | | 112, | 786 | 412, 589 |
| 平成29年 | 64, 883 | | 233, 128 | | 114, | 243 | 412, 254 |
| 平成30年 | 63, 589 | | 231, 371 | | 115, 3 | 337 | 410, 297 |
| 平成31年 | 62, 636 | 2 | 230, 116 | | 116, 2 | 18 | 408, 970 |
| 令和 2 年 ——————————————————————————————————— | 61, 700 | 2 | 229, 608 | | 116, 8 | XXX. | 408, 109 |

図 18歳未満 図 18歳以上65歳未満 図 65歳以上

資料:岐阜市住民基本台帳

(2) 障がい者手帳等の所持者数

① 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳は、肢体や視覚、聴覚、音声、言語などの機能のほか、心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫などの身体内部の機能に障がいのある人に対して、都道府県または指定都市、中核市より交付されます。

令和2年3月31日現在、岐阜市の身体障害者手帳所持者は16,358人であり、やや減少傾向にあります。年齢階層別にみると、18歳未満は341人(2.1%)、18歳以上65歳未満は3,895人(23.8%)、65歳以上は12,122人(74.1%)となっています。

5,000 10,000 15,000 20,000 (人) 201: XXXXXXXXXXX 12,598 平成27年 381 4, 245 17, 224 平成28年 367 12,520 4, 144 17,031 平成29年 361 4,062 12, 417 16,840 平成30年 362 4,039 16, 719 平成31年 360 3,949 16, 485 令和2年341 3,895 12, 122 16, 358 Ø1::

□ 18歳以上65歳未満

図 65歳以上

図表2-2 身体障害者手帳所持者数の推移(各年3月31日現在)

資料:岐阜市障がい福祉課

図 18歳未満

令和2年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、 肢体不自由が8,537人(52.2%)と最も多く、次いで、内部障がいが5,442人(33.3%) などとなっています。障がいの等級別では、重度障がい(1・2級)が7,967人と、 全体の48.7%を占めています。

図表2-3 身体障害者手帳所持者の障がいの種類別・等級別構成(令和2年3月31日現在)

| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 合計 |
|--|--------|--------|--------|--------|-------|-------|---------|
| 担労陸ぶい | 413 | 331 | 68 | 66 | 104 | 48 | 1, 030 |
| 視覚障がい | 40. 1 | 32. 1 | 6. 6 | 6. 4 | 10. 1 | 4. 7 | 100 |
| 聴覚・平衡 | 66 | 284 | 179 | 252 | 12 | 414 | 1, 207 |
| 機能障がい | 5. 5 | 23. 5 | 14. 8 | 20. 9 | 1. 0 | 34. 3 | 100 |
| 音声・言語・そしゃく | 4 | 8 | 83 | 47 | _ | - | 142 |
| 機能障がい | 2.8 | 5. 6 | 58. 5 | 33. 1 | _ | _ | 100 |
| 肢体不自由 | 1,752 | 2, 071 | 2, 034 | 1, 659 | 684 | 337 | 8, 537 |
| 放件个日田 | 20. 5 | 24. 3 | 23.8 | 19. 4 | 8. 0 | 3. 9 | 100 |
| 内部障がい | 2, 931 | 107 | 1, 420 | 984 | _ | - | 5, 442 |
| 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1 | 53. 9 | 2. 0 | 26. 1 | 18. 1 | _ | _ | 100 |
| 合 計 | 5, 166 | 2, 801 | 3, 784 | 3, 008 | 800 | 799 | 16, 358 |
| | 31.6 | 17. 1 | 23. 1 | 18. 4 | 4. 9 | 4.9 | 100 |

※上段の単位は人、下段は障がいの種類別ごとの等級別構成比(%)

障がいの種類別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、肢体不自由が減少 傾向にあります。

5,000 10,000 15,000 20,000(人) 平成27年 1,070 136 9,374 5, 416 17, 224 1, 228 平成28年 1,078 138 9, 195 5, 396 17,031 1, 224 平成29年 1,060 138 16,840 5, 388 9,041 **1**, 213 🗀 1, 046 139 平成30年 8,899 5, 449 16,719 **1**, 186 $\stackrel{...}{=}$ 1, 022 139 平成31年 8,712 5, 419 16, 485 1, 193 1, 030 142 令和2年 8,537 5, 442 = 16, 358 ∭ 1, 207 <u>:</u>

図表2-4 身体障害者手帳所持者の障がいの種類別構成の推移(各年3月31日現在)

図視覚障がい

⊞ 聴覚・平衡機能障がい

□音声・言語・そしゃく機能障がい

□ 肢体不自由

日内部障がい

資料:岐阜市障がい福祉課

適がいの等級別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、いずれもやや減少 傾向にあります。

図表2-5 身体障害者手帳所持者の障がいの等級別構成の推移(各年3月31日現在)

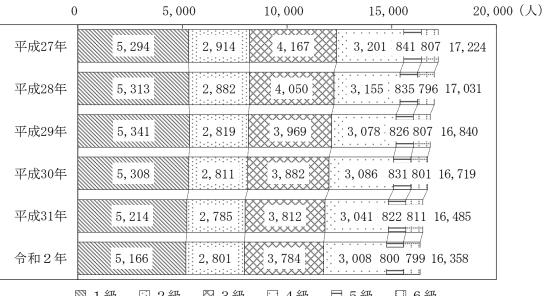
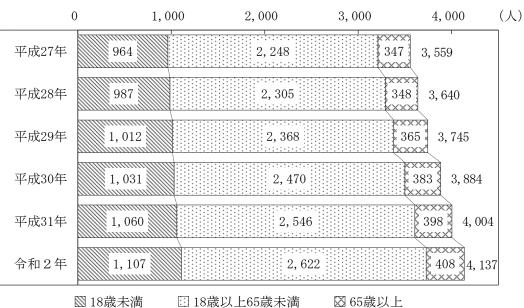


図 1級 □ 2級 図 3級 □ 4級 目 5級 □ 6級

② 療育手帳所持者

療育手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されます。

令和2年3月31日現在、岐阜市の療育手帳所持者は4,137人であり、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は1,107人(26.7%)、18歳以上65歳未満は2,622人(63.4%)、65歳以上は408人(9.9%)となっています。



図表2-6 療育手帳所持者数の推移(各年3月31日現在)

令和2年3月31日現在の療育手帳所持者数を等級別にみると、最重度・重度(A・A1・A2)の障がいは1,598人で、全体の38.6%となっています。

図表2-7 療育手帳所持者の等級別構成(令和2年3月31日現在)

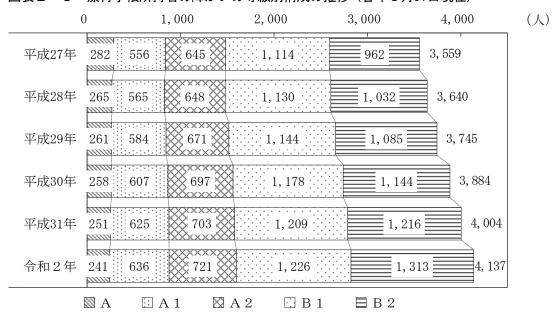
| | A | A 1 | A 2 | В 1 | В2 | 合計 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 18歳未満 | _ | 141 | 169 | 182 | 615 | 1, 107 |
| 10灰不個 | _ | 12. 7 | 15. 3 | 16. 4 | 55. 6 | 100 |
| 18歳以上 | 129 | 483 | 482 | 870 | 662 | 2, 626 |
| 65歳未満 | 4.9 | 18. 4 | 18. 4 | 33. 1 | 25. 2 | 100 |
| 65歳以上 | 112 | 12 | 70 | 174 | 36 | 404 |
| 63成以 | 27. 7 | 3. 0 | 17. 3 | 43. 1 | 8. 9 | 100 |
| 合 計 | 241 | 636 | 721 | 1, 226 | 1, 313 | 4, 137 |
| 台 司 | 5.8 | 15. 4 | 17. 4 | 29. 6 | 31. 7 | 100 |

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比(%)

資料:岐阜市障がい福祉課

障がいの等級別に療育手帳所持者数の推移をみると、AをA1・A2に分けた制度変更に伴うAを除き、いずれの等級も増加傾向にあります。

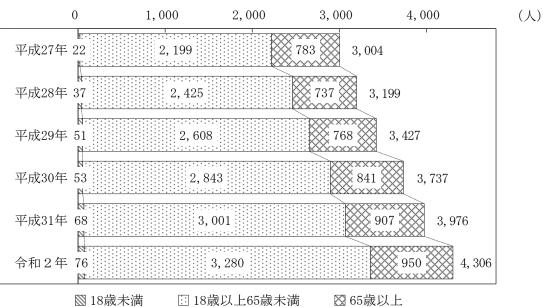
図表2-8 療育手帳所持者の障がいの等級別構成の推移(各年3月31日現在)



③ 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあると認定された人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されます。

令和2年3月31日現在、岐阜市の精神障害者保健福祉手帳所持者は4,306人であり、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は76人(1.8%)、18歳以上65歳未満は3,280人(76.2%)、65歳以上は950人(22.0%)となっています。



図表2-9 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(各年3月31日現在)

資料:岐阜市地域保健課

令和2年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別に見ると、 1・2級が3,729人で、全体の86.6%となっています。

図表 2-10 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成(令和2年3月31日現在)

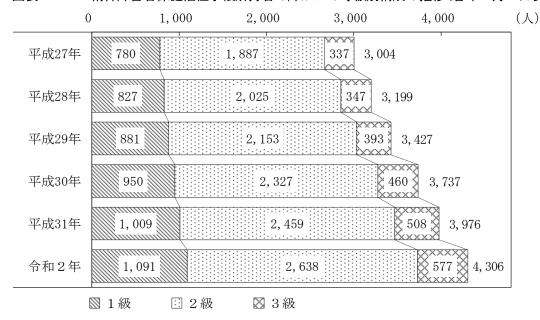
| | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 合 計 |
|----------|-------|--------|-------|--------|
| 18歳未満 | 27 | 38 | 11 | 76 |
| 10灰/不何 | 35. 5 | 50.0 | 14. 5 | 100 |
| 18歳以上 | 613 | 2, 149 | 518 | 3, 280 |
| 65歳未満 | 18. 7 | 65. 5 | 15. 8 | 100 |
| CE共N. 1. | 451 | 451 | 48 | 950 |
| 65歳以上 | 47.5 | 47. 5 | 5. 1 | 100 |
| 合 計 | 1,091 | 2, 638 | 577 | 4, 306 |
| 合 計 | 25. 3 | 61.3 | 13. 4 | 100 |

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比(%)

資料:岐阜市地域保健課

障がいの等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、いずれの 等級も増加傾向にあります。

図表2-11 精神障害者保健福祉手帳所持者の障がいの等級別構成の推移(各年3月31日現在)

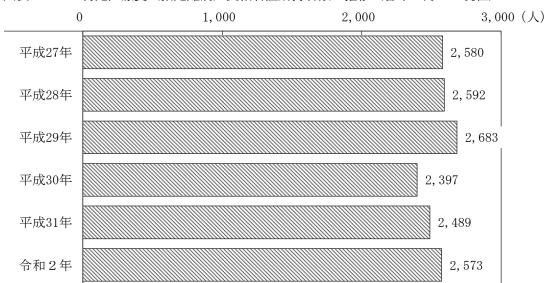


資料:岐阜市地域保健課

④ 難病患者等

難病は原因が不明で治療方法が確立していない疾病をいい、このうち厚生労働 省が指定する特定の疾病の患者に対して、医療費の助成が行われていましたが、平 成27年1月より、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」(以下「難病法」と いいます。)における指定難病の患者に対して、医療費の助成が行われています。

令和2年3月31日現在、岐阜市の特定医療費(指定難病)の受給者は2,573人であり、平成30年度に減少しましたが、その後は再び増加傾向にあります。なお、特定医療費(指定難病)は333の疾病が対象となっていますが、障害者総合支援法では361の疾病が対象となっています。



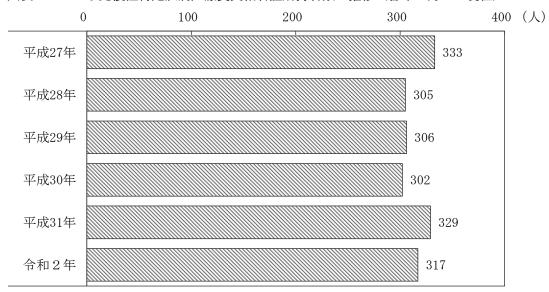
図表2-12 特定医療費(指定難病)受給者証所持者数の推移(各年3月31日現在)

※対象は、平成27年1月に56疾病から110疾病に、同年7月には306疾病に、平成29年4月には330疾病、平成30年4月には333疾病に拡大

資料:岐阜市地域保健課

治療期間が長く、医療費負担が高額となる児童の慢性疾病の患者に対しては、児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、小児慢性特定疾病医療費として助成が行われています。

令和2年3月31日現在、岐阜市の小児慢性特定疾病医療費の受給者は317人であり、ほぼ横ばい傾向にあります。



図表2-13 小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数の推移(各年3月31日現在)

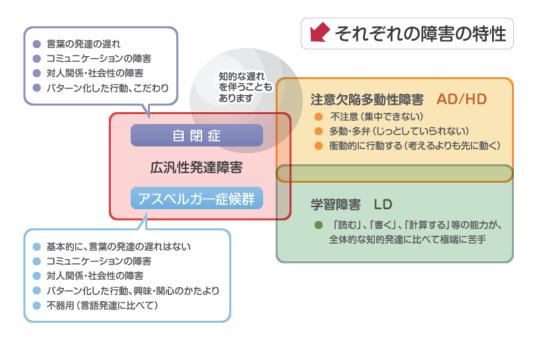
※対象は、平成27年1月に514疾病から704疾病に、平成29年4月には722疾病、平成30年4月には756 疾病に拡大

資料:岐阜市子ども支援課

⑤ 発達障がいのある人

発達障がいは、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。なお、広汎性発達障がいではなく、自閉症スペクトラムや自閉症スペクトラム障がいと呼ばれることもあります。

発達障がいのある人は、知的障がいを伴うこともあり、療育手帳を所持する人もいるほか、精神障害者保健福祉手帳を所持する人、手帳を取得できない人もいます。 そのため、発達障がいのある人の数を正確に把握することは困難な状況でありますが、おおむね100人に1、2人と推計されています。



資料:政府広報オンライン

289

XXX

297 XXXX 3,045

3,067

3, 281

320

(3) サービスの利用者数

① 障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービスを利用するためには、サービスの支給決定と受給者証の交付 を受ける必要があります。

令和2年4月1日現在、岐阜市の障害福祉サービス支給決定者は3,281人であり、 年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は221人(6.7%)、18歳以上 65歳未満は2,740人(83.5%)、65歳以上は320人(9.8%)となっています。

4,000(人) 3,000 2222 (XXX 平成27年 2,089 279 2,582 214 XXXX 1111111 XXX 平成28年 218 2, 222 270 2,710 anna 279 2,867 平成29年 2,352 236 XXXX

2,496

2,532

図表2-14 障害福祉サービス支給決定者数の推移(各年4月1日現在) 1,000 2,000

□ 18歳以上65歳未満

2,740

図 18歳未満 図 65歳以上

資料:岐阜市障がい福祉課

illinii i

260

umu

238

221

平成30年

平成31年

令和2年

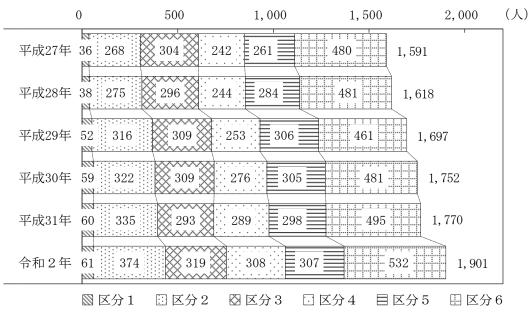
② 障害支援区分認定者

障害福祉サービスのうち、図表 2 - 15のサービスを受けるためには、障害支援区分の認定が必要となります。障害者総合支援法の障害支援区分は、区分 1 から 6 までとなっています。令和 2 年 4 月 1 日現在、岐阜市の障害支援区分認定者は1,901人であり、障害福祉サービス支給決定者数の57.9%を占めています(図表 2 - 16)。障害支援区分認定者は、18歳以上の障がいのある人です。18歳未満の障がいのある児童は、発達段階にあり、時間の経過とともに障がいの状態が変化すること、乳児期は通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なことなど、検討課題が多く、現段階では使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けていません。

図表2-15 障害支援区分の認定が必要なサービス

| サービス名 | 該 当 区 分 | | | | | | | |
|-----------------|-----------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 居宅介護 | 区分1以上(通院等介助(身体介護を伴う)は区分2以上) | | | | | | | |
| 重度訪問介護 | 区分4以上 | | | | | | | |
| 同行援護 | 支援の度合いに応じて、区分認定が必要 | | | | | | | |
| 行動援護 | 区分3以上 | | | | | | | |
| 重度障害者等包括支援 | 区分6 | | | | | | | |
| 生活介護 | 区分3以上(50歳以上は区分2以上) | | | | | | | |
| 療養介護 | 区分5以上 | | | | | | | |
| 短期入所 | 区分1以上 | | | | | | | |
| 施設入所支援 | 区分4以上(50歳以上は区分3以上) | | | | | | | |
| 共同生活援助(グループホーム) | 入浴、排泄又は食事等の介護を伴う場合、区分認定が必要 | | | | | | | |

[※]サービスの利用にあたっては、区分の認定に加え、該当条件がある場合もあります。

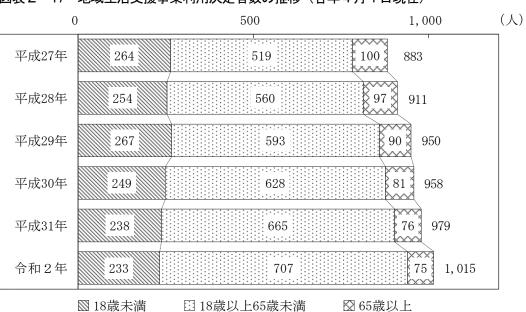


図表2-16 障害支援区分認定者数の推移(各年4月1日現在)

資料:岐阜市障がい福祉課

③ 地域生活支援事業利用決定者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業や地域活動支援センター(II型・III型) 事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業を利用するためには、サービスの 利用決定と受給者証の交付を受けなければなりません。令和2年4月1日現在、岐 阜市の地域生活支援事業利用決定者は1,015人であり、障害福祉サービス支給決定 者数の30.9%となっています。



図表2-17 地域生活支援事業利用決定者数の推移(各年4月1日現在)

④ 障害児通所支援支給決定者

障害児通所支援サービスを利用するためには、サービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和2年4月1日現在、岐阜市の障害児通所支援支給決定者は1,291人であり急増しています。

障がい者手帳等を所持していない児童については、医師の診断書や岐阜市子ども・若者総合支援センターからの意見書を参考に支給決定を行っています。

500 1,500(人) 158 mmn 平成27年 213 206 577 平成28年 💢 180 🖔 248 274 702 平成29年 281 351 234 866 平成30年 323 245 1,033 465 平成31年 333 567 1, 135 令和2年 374 668 249 1, 291 図 7歳未満 □ 7歳以上13歳未満 ☑ 13歳以上

図表2-18 障害児通所支援支給決定者数の推移(各年4月1日現在)

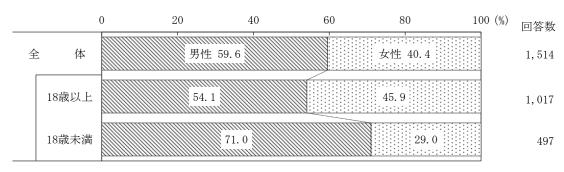
2 障がいのある人の現状とニーズ

ここでは、障がいのある人への実態調査や障がい者関係団体等との意見交換により把握した障がいのある人の現状とニーズについて示します。

(1) 実態調査結果の概要

※実態調査結果の比率(%)は、無回答を除いて計算しています。

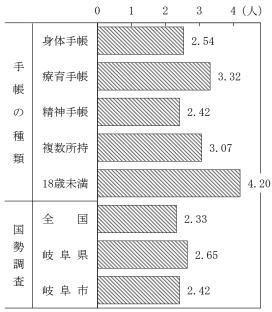
図表 2-19 回答者の性別



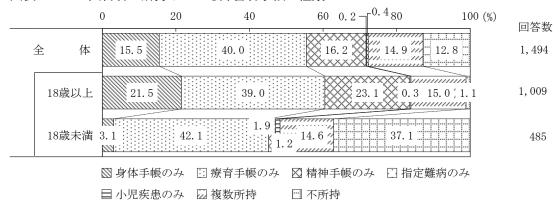
図表 2-20 回答者の年齢



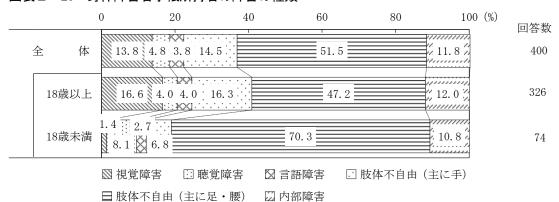
図表 2 - 21 回答者の家族の平均人数



図表2-22 回答者が所持している障害者手帳の種類



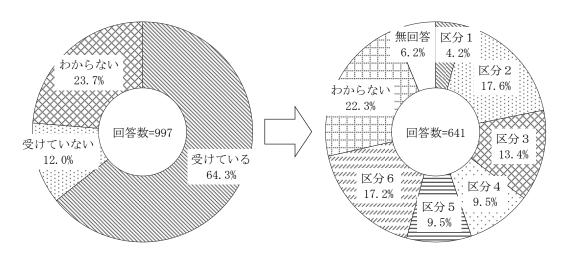
図表 2-23 身体障害者手帳所持者の障害の種類



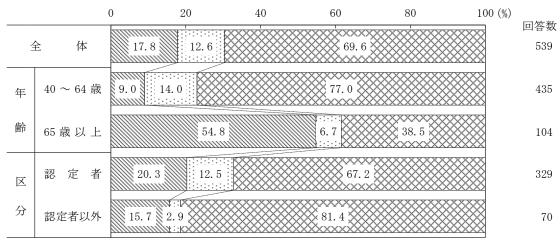
図表 2-24 障害者手帳等の複数所持者の内訳

| 区 分 | 回答数 | 身体+療育 | 身体+精神 | 身体+指定難病 | 身体+小児疾病 | 療育+精神 | 療育+指定難病 | 療育+小児疾病 | 精神+指定難病 | 身体+療育+精神 | 身体+療育+指定難病 | 身体+療育+小児疾病 |
|-------|------------|--------------|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|
| 全 体 | 222 100 | 144 64. 9 | 19 8. 6 | 7 3. 2 | 1 0. 4 | 29 13. 1 | 4 1.8 | 3 1. 4 | 2 0. 9 | 1 0. 4 | 1 0. 4 | 11 5. 0 |
| 18歳以上 | 151 100 | 97 64. 2 | 19 12. 6 | 7 4. 6 | - | 22 14. 6 | 3 2. 0 | | 2 1. 3 | 1 0. 7 | - | - - |
| 18歳未満 | 71 100 | 47 66. 2 | - | | 1 1. 4 | 7 9. 9 | 1 1. 4 | 3 4. 2 | - | - | 1 1. 4 | 11 15. 5 |

図表 2-25 回答者(18歳以上)の障害支援区分



図表 2-26 回答者(40歳以上)の要支援・要介護認定者



図受けている 目わからない 図受けていない

(2) 障害福祉サービスの状況(18歳以上)

① 介護系サービスの利用状況と利用意向

図表 2 - 27は、それぞれのサービスの受給要件を満たしている人のサービスの利用状況と利用意向をみたものです。介護系サービスを「利用している」が高いのは、同行援護 (63.4%)、生活介護 (49.0%)、居宅介護 (37.6%) などです。「利用したことはないが、今後利用したい」は、施設入所支援 (37.1%)、行動援護 (32.2%) などが高くなっています。

100 (%) 20 40 60 回答数 3. 6 2 18. 2 27. 6 13.0 330 居宅介護 区分1以上 37.6 9.5 重度訪問介護 区分4以上 37.9 21. 3 169 2. 4 *********** Ø::XXXXXXX : · 2. 4 14. 6 4. 9 14. 6 同行援護 視覚障がい 63.4 41 SE:KXXXXXXXI -: -E 区分3以上の知 15. 5 \ 5. 2 \ **∭** 32. 2 30.5 行動援護 的障がいまたは 16.7 Ξ 174 精神障がい 区分5以上 24.0 🌣 30.6 121 療養介護 36.4 区分3以上(50 N::KXXXXX 歳以上は区分2 20.7 生活介護 49.0 3.2 12.4 14.7 251 以上) N::1XXXXX 12.6 短期入所 区分1以上 28.8 × 25. 2 22.5 10.9 302 *∭*::KXXXXX 自立訓練 14. 0 3. 9 \(\) 18. 7 \(\) 28.0 643 35.5 (機能訓練) 自立訓練 9.6 4.1 20.9 35.4 29.9 635 (生活訓練) 4.0 33. 1 620 自立生活援助 ' 21. 6 🎗 40.2 グループホー 14.4 1.8 ₩ 25. 6 32.7 25.5 660 Δ 区分4以上(50 2.1 37.1 歳以上は区分3 施設入所支援 24. 7 17.5 ₹ 18. 6 194 以上)

図表 2-27 介護系サービスの利用状況と利用意向(18歳以上・サービス受給要件者)

- 図 利用している
- 図利用したことはないが、今後利用したい
- 目わからない

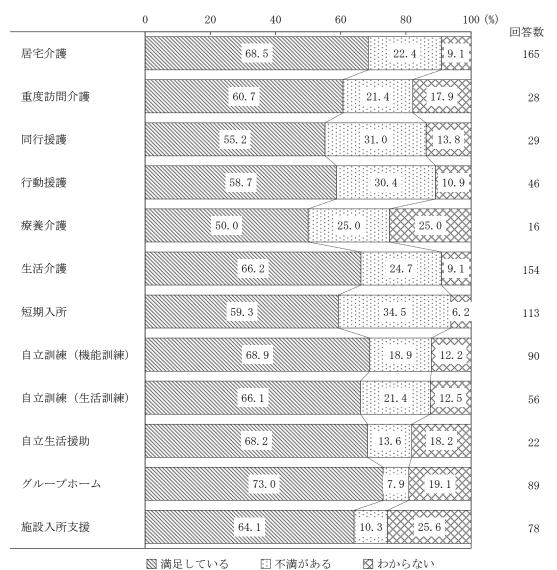
- □ 今は利用していないが、利用したことはある

② 介護系サービスの満足度

図表2-28は、各障害福祉サービス等の利用者の満足度をみたものです。「満足している」はグループホーム、自立訓練(機能訓練)、居宅介護及び自立生活援助の4つのサービスが3分の2以上あるなど、全体的に高い率です。

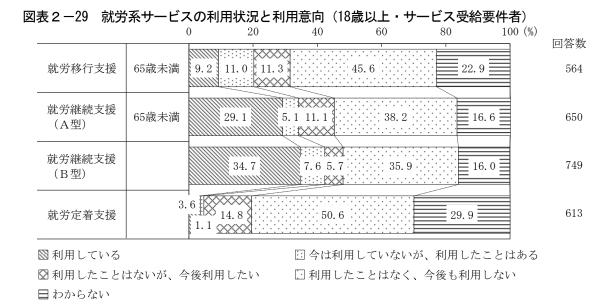
※調査時点の自立訓練(機能訓練)利用者は1人であり、自立生活援助利用者はいなかったので、かなりの人が間違って回答されたと推定されます。

図表2-28 介護系サービスの満足度(18歳以上・利用サービス別)



③ 就労系サービスの利用状況と利用意向

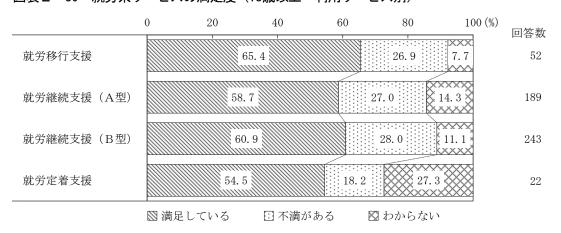
図表 2 - 29は、それぞれの就労系サービスの受給要件を満たしている人のサービスの利用状況と利用意向をみたものです。「利用している」が高いのは、就労継続支援(B型)(34.7%)と就労継続支援(A型)(29.1%)です。



④ 就労系サービスの満足度

図表 2 - 30は、各サービスの利用者の満足度をみたものです。いずれのサービス も「満足している」が過半数となっています。

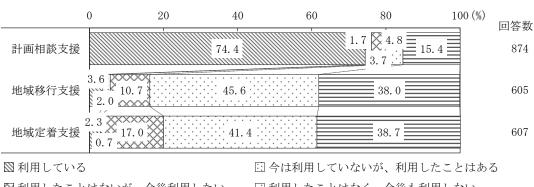
図表2-30 就労系サービスの満足度(18歳以上・利用サービス別)



⑤ 相談支援の利用状況と利用意向

図表2-31により、相談支援の利用状況と利用意向をみると、「利用している」 は、計画相談支援が74.4%と高く、地域移行支援(3.6%)と地域定着支援(2.3%) は低くなっています。計画相談支援は、障害福祉サービス等を利用する場合に必要 であるのに対し、地域移行支援および地域定着支援は、利用者がかなり限定されて いるためと考えられます。

※調査時点の地域移行支援利用者は2人、地域定着支援利用者はいなかったので、かなりの人が間 違って回答されているものと推定されます。



図表 2-31 相談支援の利用状況と利用意向(18歳以上)

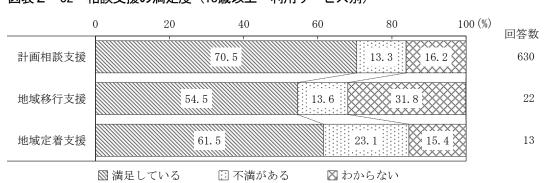
図 利用したことはないが、今後利用したい

□ 利用したことはなく、今後も利用しない

日わからない

⑥ 相談支援の満足度

図表2-32は、各サービスの利用者の満足度をみたものです。計画相談支援以外 は「利用している」人が少なくなっていますが、いずれのサービスも「満足してい る」が50%を超えています。

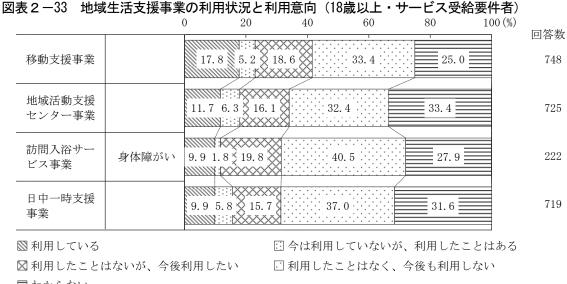


図表 2-32 相談支援の満足度(18歳以上・利用サービス別)

(3) 地域生活支援事業の状況

① 地域生活支援事業の利用状況と利用意向

図表2-33は、地域生活支援事業の利用状況と利用意向をみたものです。調査対 象の4事業のうち、訪問入浴サービスの利用は身体障がいのある人に限定されて います。「利用している」は、移動支援事業が17.8%、地域活動支援センター事業 が11.7%などとなっています。

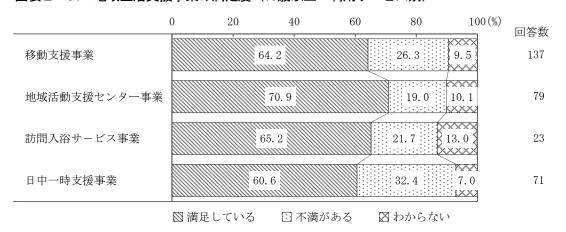


目わからない

② 地域生活支援事業の満足度

図表2-34は、それぞれの地域生活支援事業の利用者の満足度をみたものです。 「満足している」は、すべて60%を超えています。

図表 2-34 地域生活支援事業の満足度(18歳以上・利用サービス別)



(4) 障害児通所支援サービス等の状況(18歳未満)

① 障害児通所支援サービス等の利用状況と利用意向

図表2-35は、それぞれの障害児通所支援サービス等の受給要件を満たしてい る児童の利用状況と利用意向をみたものです。「利用している」が高いのは、児童 発達支援(91.4%) および放課後等デイサービス(全体90.5%) です。特に、放課 後等デイサービスの「利用している」は、小学生が93.1%、中学生が85.9%、高校 生等が84.6%とすべてが高い率を示しています。

図表2-35 障害児通所支援サービス等の利用状況と利用意向(サービス受給要件児) 20 40 60 100 (%) 1. 4 4. 3 1 0. 7 回答数 ,,,,,,,,,, 児童発達支援 就学前児童 91.4 140 لهلاب - 2.1 居宅訪問型児 就学前児童 85.0 10.0 120 3.3 童発達支援 XXXXVIIIIIIIII 医療型児童発 28.1 \$\infty\$ 0.8 7.4 17. 4 ≡ 就学前児童 46.3 121 達支援 4.9 - 1. 4 体 90.5 0.9 全 348 2.3 0.4 3.0 0.9 小 学 生 93.1 232 2.6 放課後等デイ 7.8 1.6 サービス 中学 生 85.9 64 3. 1 84.6 高校生等 9.6 5.8 52 $9.7 \mid 7.2 \boxtimes 18.6 \boxtimes$ 42.1 22. 3 **=** 全 体 318 保育所等訪問 就学前児童 16.8 4.0 8 Ž 40. 8 Š 18.4 **≡** 20. 0 **≡** 125 支援 M: VIIIIII NN:::::XX 小 学 生 5.2 9.3 4.1 193 57.5 23.8 ≡ 3. 3 **Ē** 14. 5 **Ē** 0. 7 15. 7 × 0. 7 居宅介護 65.7 420 6. 4 24. 1 Ē 13. 5 **Ξ** 短期入所 52.0 423 4. 0 21. 9 1. 7 22. 9 同行援護・行動援護・移動支 59.0 13.3 420 6.8 6.8 24.8 日中一時支援事業 42.2 19.3 424 XXX:VIII 計画相談支援 64.7 2. 5 7. 0 : 12. 7 = 13. 1 442 1.0 | 10.0 障害児入所支援 26.2 420 60 2 2.6

- 利用している
- 図利用したことはないが、今後利用したい
- 日わからない

- □ 今は利用していないが、利用したことはある
- □ 利用したことはなく、今後も利用しない

② 障害児通所支援サービス等の満足度

図表2-36は、各サービスの利用者の満足度をみたものです。すべてのサービスの「満足している」が50%を上回っていますが、居宅介護(ホームヘルプサービス) と短期入所の「不満がある」が40%以上となっています。

100 (%) 20 80 回答数 : 12 児童発達支援 72.8 24.7 2.5 162 :KJ 居宅訪問型児童発達支 100.0 1 医療型児童発達支援 72.7 25.8 1.5 66 KXX 放課後等デイサービス 71.2 22.0 6.8 337 XXX XXX 保育所等訪問支援 64.9 27.0 8.1 37 xxx居宅介護 56. 5 43.5 23 短期入所 57.5 42.5 40 XX 同行援護・行動援護・ 65.0 30.0 5.0 20 移動支援事業 $\Diamond \Delta \lambda$ 日中一時支援事業 63.9 36. 1 36 (XX 66. 7 計画相談支援 27.7 5.7 318 1222 障害児入所支援 75. 0 25.0 4

□ 不満がある

☑ わからない

図 満足している

図表2-36 障害児通所支援サービス等の満足度(18歳未満・利用サービス別)

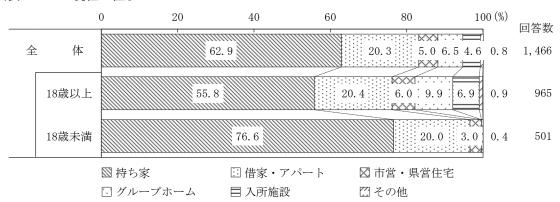
(5) 住居や生活等

① 現在の住まいとこれからの生活

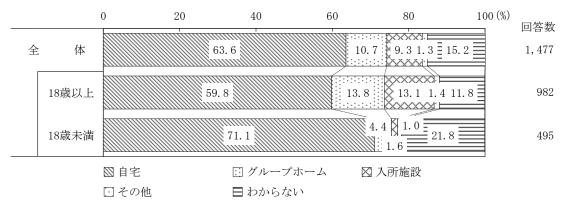
現在の住まいは、「持ち家」が最も高くなっているものの、18歳以上が55.8%、18歳未満が76.6%と、かなり差があります(図表2-37)。平成27年10月に実施した国勢調査結果による持ち家率は、全国62.3%、岐阜県74.1%、岐阜市64.1%であり、今回の調査結果は岐阜県平均よりは低く、全国・岐阜市平均並みといえます。

今後の生活場所については、「自宅 (持ち家、借家、公営住宅等)」が最も高くなっていますが、18歳以上の「グループホーム」「入所施設」が13%台の高い率です(図表 2-38)。

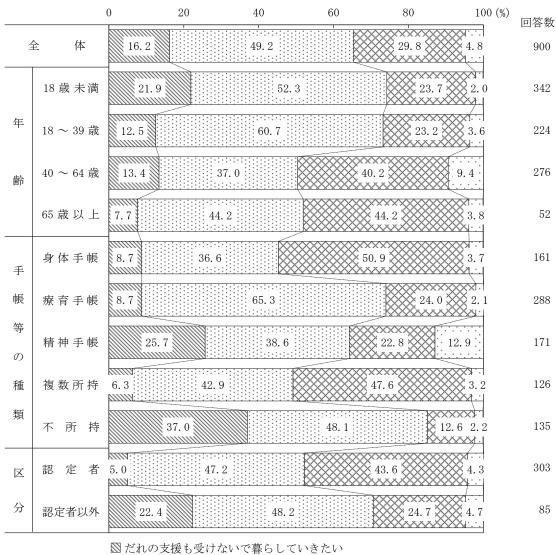
図表 2-37 現在の住まい



図表2-38 これからの生活をどこで送りたいか



図表2-39は、「これからの生活をどこで送りたいか」という質問に「自宅」と 答えた人に、これからの生活をどのように送りたいかたずねた結果です。「家族の 支援で暮らしたい」が49.2%、「居宅介護や通所サービスなどを利用して暮らした い」が29.8%あり、「だれの支援も受けないで暮らしていきたい」は16.2%です。 精神障害者保健福祉手帳所持者と障害者手帳等を持っていない人は、「だれの支援 も受けないで暮らしていきたい」が他の手帳所持者より高くなっています。



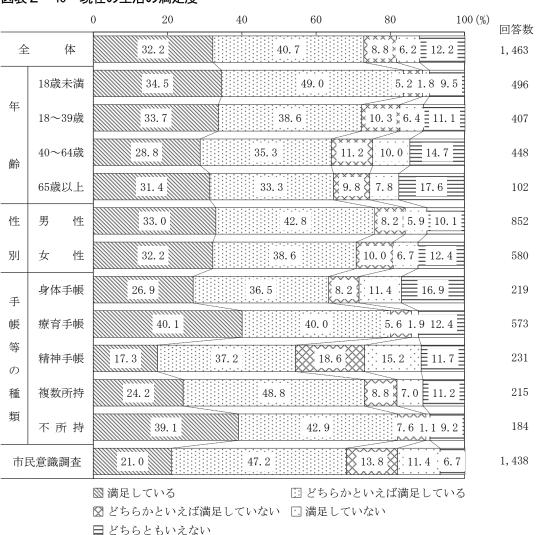
図表2-39 これからの生活を自宅でどのように送りたいか

- □ 家族の支援で暮らしたい
- 図居宅介護や通所サービスなどを利用して暮らしたい
- □その他

② 現在の生活の満足度

現在の生活について"満足している"(「満足している」+「どちらかといえば満足している」)は72.9%、"満足していない"(「満足していない」+「どちらかといえば満足していない」)は15.0%と、"満足している"が"満足していない"の5倍近くあります。"満足している"が高いのは、年齢別の若年齢層、手帳等の種類別の療育手帳所持者と手帳の不所持者です。

第4次岐阜市障害者計画においては、目標年度である平成35年度(令和5年度)の「生活に満足している障がいのある人の割合」を、岐阜市民すべてを対象に毎年度実施する市民意識調査の結果を上回ることをめざしています。"満足している"は、今回の調査による障がいのある人が72.9%、同時期に実施された市民意識調査が68.2%と、障がいのある人が4.7ポイント上回っています。その上、最も満足度の高い「満足している」は、障がいのある人が32.2%、市民が21.0%と、障がいのある人が11.2ポイントも上回っています。



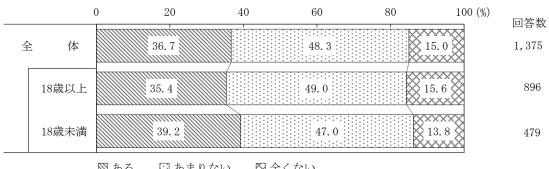
図表 2-40 現在の生活の満足度

③ 差別や偏見

「日常生活において、障がいがあるために差別や偏見を感じることはあります か」という設問では、「ある」が36.7%、「あまりない」と「全くない」の合計が63.3% となっています。

「ある」と答えた人に「さしつかえなければ、それはどのようなことかご記入く ださい」とお願いしたところ、「注視・見られる」などについて、多くの記入があ りました。注視している人の中には、何か助けられることがないか見ている人もい るかもしれません。

図表2-41 障がいがあるために差別や偏見を感じること



④ 理解や配慮

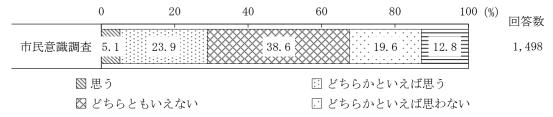
「日常生活において、あなたの障がいについて理解や配慮があり、よかったと感じたことはありますか」という設問では、「ある」が46.5%、「あまりない」が42.6%、「全くない」が11.0%となっています。「ある」は、18歳以上より18歳未満の方が高くなっています(図表 2-42)。

市民意識調査では、障がいのある方への理解や配慮のあるまちだと「思う」が5.1%、「どちらかといえば思う」が23.9%、この2つを合計すると29.0%ですから、障がいのある人の方が理解や配慮があると感じられているようです(図表2-43)。

100 (%) 20 40 60 80 回答数 体 46. 5 42.6 1,287 全 ₹ 11. 0 824 18歳以上 42.5 45. 1 12.4 XXX 53.6 38.0 8.4 18歳未満 463 図ある □ あまりない 図 全くない

図表2-42 障がいについて理解や配慮があり、よかったと感じたこと(実態調査)





; 市民意識調査は、令和元年11~12月に市民3,000人を対象(回収率50.9%)に実施

【障がい者関係団体等からの主な意見】

- ・施設入所者の地域生活への移行にあたっては、目標値に縛られることなく個々の事情を考慮した支援を検討すべきである。
- ・地域生活への移行の取り組みには理解できるが、施設入所はこれからも必要である。
- ・グループホームの適切な運営を図るため、報酬単価の増額を国に働きかけてほしい。
- ・グループホームとは別の選択肢として、管理人がいる福祉ホームは、一般住宅の賃 貸契約が困難な障がいのある人が安心して暮らすために期待できる。
- ・福祉施設から一般就労への移行等にあたっては、障がいのある人が働きやすい環境 や工賃の向上に取り組む必要がある。
- ・障がいの種別に応じた就労支援の事業所があると、利用者の能力向上につながる。
- ・障がいのある人の高齢化のみならず、その支援者の高齢化も考慮すべきである。
- ・医療的ケアが必要な児童には、看護師による支援が重要である。
- ・意思疎通支援の認知や理解を広める機会の拡充が重要である。
- ・日常生活用具給付の対象品目の拡大を検討すべきである。

第3章 成果目標

1 国の基本指針

厚生労働省が示す基本指針においては、障がいのある人の自立支援の観点から、令和5年度を目標年度として、次の6つの項目について目標値の設定を求めています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- ○令和元年度末の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを基本とします。
- ○令和元年度末の施設入所者数を1.6%以上削減することを基本とします。
 - ※第5期障害福祉計画で定めた令和2年度末までの目標値に達しないと見込まれる場合は、その達しない割合を令和5年度末における地域生活への移行者数や施設入所者の削減割合の目標値に加えた数値以上を目標値とします。
 - ※地域生活への移行とは、グループホームや一般住宅等に生活の場を移すことをいいます。

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

○各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

- ○福祉施設(就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、生活介護、自立訓練を行 う施設をいいます。)から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上と することを基本とします。
 - ・就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を担っていることから、令和元年度実績の1.30倍以上とすることを基本とします。
 - ・就労継続支援については、一般就労が困難な人に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であることなどから、就労継続支援A型事業は令和元年度実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業は令和元年度実績の概ね1.23倍以上を目指すこととします。
- ○一般就労への移行者数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。
- ○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上と することを基本とします。
 - ※第5期障害福祉計画で定めた令和2年度までの目標値に達しないと見込まれる場合は、その達しない割合を令和5年度における一般就労への移行者数の目標値に加えた数値以上を目標値とします。
 - ※一般就労とは、一般企業へ就職や在宅で就労等することをいいます。

(4) 障害児通所支援サービスの提供体制の整備等

- ○各市町村または各圏域に児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置する ことを基本とします。
- ○各市町村または各圏域に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。
- ○各市町村または各圏域に主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援 事業所や放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保することを基本とします。
- ○各市町村または各圏域に医療的ケアを必要とする児童を支援するために保健・医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者による連携・協議の場を設置することを 基本とします。また、医療的ケアを必要とする児童に関するコーディネーターを 配置することを基本とします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

○各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

○各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みの実施 体制を構築することを基本とします。

2 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の目標と実績

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行に関する第5期計画の目標値は、次のとおりです。

- ○令和2年度末までに、平成28年度末の施設入所者数421人のうち、16人(3.8%)が地域生活に移行するものとします。
- 〇令和2年度末の施設入所者数は、平成28年度末の施設入所者421人から、9人(2.1%)減少した412人とします。

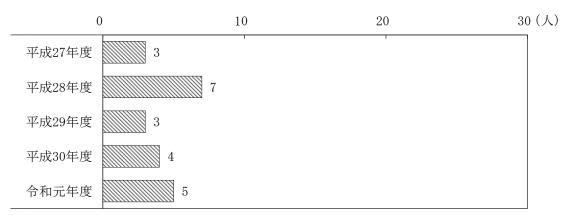
施設入所者の地域生活への移行者数は、目標の16人に対して、令和元年度末で12人となっていますが(図表 3-2)、令和 2年度末には16人(3.8%)と見込んでいます(図表 3-1)。

施設入所者数の減少数は、目標の9人に対して、令和元年度末で0人となっており、令和2年度末も同様に0人と見込んでいます(図表3-1)。

図表3-1 施設入所者の地域生活への移行に関する目標値と実績値(見込み)

| [2 | 区 分 | 数値 | 考え方 |
|-----------|-----------------|-----------|--|
| 平成28年度 | でまの施設入所者数 | 421人 | _ |
| 地域生活 移行者数 | 目 標 値 実績値 (見込み) | 16人(3.8%) | 平成28年度末の全施設入所者数のうち、グループ ホーム等へ移行した人数 |
| 施設入所者減少数 | 目 標値 実績値 (見込み) | 9人(2.1%) | 平成28年度末の全施設入所者数から減少した人数 |

図表3-2 施設入所者の地域生活への移行者数の推移(各年度末)



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成30年度に、岐阜市障害者総合支援協議会において保健・医療、福祉の関係者による専門部会を設置し、精神に障がいのある人の退所後の地域生活の支援について協議しています。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等は、令和2年度末までに市内に1か所以上整備することを目標とし、岐阜市障害者総合支援協議会において面的整備を推進する方向で協議を進めています。

日中活動サービス 事業所 専門性 体験の機会・場 地域の体制づくり コーディネーター 相談 障害者支援施設 基幹相談支援センタ 短期入所

図表3-3 面的整備型のイメージ図

資料:厚生労働省

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

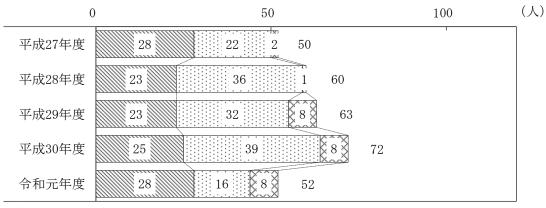
① 福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行者数は、平成28年度の1.5倍の89人を目標としていますが、令和元年度で52人となっており(図表3-5)、令和2年度も同程度の52人を見込んでいます(図表3-4)。

図表3-4 福祉施設から一般就労への移行者数の目標値と実績値(見込み)

| 区 | 分 | 数 値 | 考え方 |
|------------|----------|-----------|-----------------|
| 平成28年度の年間- | 一般就労移行者数 | 61人 | _ |
| 目標年度の年間一 | 目 標 値 | 89人(1.5倍) | 令和2年度に福祉施設を退所して |
| 般就労移行者数 | 実績値(見込み) | 52人(0.9倍) | 一般就労した人数 |

図表3-5 福祉施設から一般就労への移行者数の推移



- 図就労移行支援事業利用者
- Ⅲ 就労継続支援(A型)事業利用者
- 図 就労継続支援(B型)事業利用者

② 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数は、平成28年度末の1.4倍(第4期障害福祉計画の 未達成分(2割分)を含みます。)の100人の目標に対し、令和元年度末で83人と なっていますが、令和2年度末には90人(1.2倍)と見込んでいます。

図表3-6 就労移行支援事業の利用者数の目標値と実績値(見込み)

| 区 | 分 | | | 数 値 | 考 え 方 |
|---------------------------|----|------|-------------|------------|-----------------|
| 平成28年度末の就労移行支援事業の利用 者数 | | | | 74人 | |
| 目標年度の就労移行 | 目 | 標 | 値 | 100人(1.4倍) | 令和2年度末において就労移行支 |
| 支援事業の利用者数 | 実績 | 値(見) | 込み) | 90人(1.2倍) | 援事業を利用する人数 |

③ 就労移行支援事業所における一般就労への移行率

就労移行支援事業所のうち、一般就労への移行率が3割以上の事業所の割合は、令和2年度末で全体の5割以上の目標に対し、令和元年度末で69%となっており、令和2年度末も同水準を見込んでいます。

④ 一般就労への定着率

令和元・2年度において、就労定着支援開始から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目標としていますが、就労定着支援の利用は、令和元年度が1人、令和2年度が13人となっています。目標の達成に向け、引き続き、適切なサービスの提供に努めます。

(5) 障害児通所支援サービスの提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

令和2年度末までの目標である恵光学園など市内の児童発達支援センター2カ 所を確保しています。

② 保育所等訪問支援体制の構築

令和2年度末までの目標である恵光学園など市内の保育所等訪問支援事業所6 カ所を上回る7カ所を確保しています。

③ 主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所等の確保 令和2年度末までの目標である児童発達支援事業所4カ所と放課後等デイサー ビス事業所4カ所を上回り、児童発達支援事業所5カ所と放課後等デイサービス 事業所6カ所を確保しています。

④ 医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築

平成30年度に、岐阜市障害者総合支援協議会において保健・医療、障がい福祉、 保育、教育等の関係者による専門部会を設置し、医療的ケアを必要とする児童の 支援について協議しています。

3 計画の目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

真に必要なサービスを提供する観点から、計画相談支援を通じて、施設入所者の 意向を確認し、障がいの状態やニーズに合わせた支援を行い、障がいのある人の希 望や自らの決定に基づいた地域生活への移行や継続を促進します。

- ○令和5年度末までに、令和元年度末の施設入所者数421人のうち、16人(3.8%)が地域生活に移行するものとします。
- ○令和5年度末の施設入所者数は、令和元年度末の施設入所者421人を維持するもの とします。

図表3-7 施設入所者の地域生活への移行者数等の目標値

| 区分 | 目標値 | 考え方 |
|-------------------|---------------|---------------------------------------|
| 令和元年度末の施設入 所者数 | 421人 | |
| 地域生活移行者数 | 16人 (3.8%) | 令和元年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等 へ移行する人数 |
| 施設入所者減少数 | 現状維持 | 令和元年末の全施設入所者数から減少する人数 |

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和5年度末まで、地域生活支援拠点等の機能を確保しつつ、充実に向け、毎年 度、岐阜市障害者総合支援協議会において運用状況を検証及び検討します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者数

令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数は、令和元年度の1.27倍の66 人を目標とします。なお、このうち、就労移行支援事業からの移行者数は令和元 年度の1.30倍の36人、就労継続支援A型事業の移行者数は令和元年度の1.26倍の 20人、就労継続支援B型事業の移行者数は令和元年度の1.23倍の10人を目指しま す。

② 一般就労への移行者における就労定着支援事業の利用率 令和5年度の一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合を 7割とすることを目標とします。

③ 就労定着支援事業における就労定着率

令和5年度末の就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

図表3-8 福祉施設から一般就労への移行者数等の目標値

| 区分 | 目標値 | 考え方 |
|----------------------|-----------------|--|
| 令和元度の年間一般就労 移行者数 | 52人 | |
| 目標年度の年間一般就労 移行者数 | 66人 (1. 27倍) | 令和5年度に福祉施設を退所して一般就労する人数 |
| うち就労移行支援 事業利用者分 | 36人 (1.30倍) | 令和5年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労 する人数 |
| うち就労継続支援A型 事業利用者分 | 20人 (1. 26倍) | 令和5年度に就労継続支援A型事業所を退所して一般 就労する人数 |
| うち就労継続支援B型 事業利用者分 | 10人 (1. 23倍) | 令和5年度に継続支援B型事業所を退所して一般就労する人数 |
| うち就労定着支援 事業利用者数 | 46人 (7割) | 令和5年度に福祉施設を退所して一般就労する人のうち就労定着支援事業を利用する人数 |

(4) 障害児通所支援サービスの提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

令和5年度末まで、恵光学園など市内の既存の児童発達支援センター2カ所の 確保を図ります。

② 保育所等訪問支援体制の構築

令和5年度末まで、恵光学園など市内の既存の保育所等訪問支援事業所7カ所 の確保を図ります。

③ 主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所等の確保 令和5年度末まで、既存の児童発達支援事業所5カ所と放課後等デイサービス 事業所6カ所の確保を図ります。

④ 医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築

令和5年度末まで、岐阜市障害者総合支援協議会において保健・医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者による専門部会を設置し、医療的ケアを必要とする 児童の支援について協議するとともに、コーディネーターを配置します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末まで、岐阜市基幹相談支援センター及びそのサテライト(4カ所) を通じて、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の強化に向けた体 制の確保を図ります。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

令和5年度末まで、岐阜市障害者総合支援協議会等を通じて、障害福祉サービス 等に関する情報共有などにより、サービスの質の向上に取り組みます。



第4章

障害福祉サービス



1 訪問系サービス

利用者のニーズに応じて、訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を提供するサービス)の確保と事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

| サービス名 | 内容 |
|----------------|---|
| 居宅介護 | 障がいのある人に対し、居宅において、入浴、排せつ、食事、通院などの介護、調理、 洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言、その他の生活全般にわたる援助 を行うサービスです。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいのため、常時介護を必要とする人に対し、 居宅や入院時において、長時間にわたり生活全般の介護や移動中の介護を総合的に行う サービスです。 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより、移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供 するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護などの援助を行うサービスです。 |
| 行動援護 | 自己判断力が制限されている人(自閉症、てんかんなどの重度の知的障がいのある人や 統合失調症などの重度の精神に障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、 異食、徘徊などの行動障がいに対する援護を必要とする人)が行動する際の危険を回避 するための援護や移動中の介護を行うサービスです。 |
| 重度障害者等 包括支援 | 常時介護を要する障がいのある人で、介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を包括的に行うサービスであり、緊急のニーズにも臨機応変に対応することのできるサービスです。 |

① 第5期計画と実績

「居宅介護」は、利用者数、利用延時間数とも、やや増加しており、計画を下回って推移しています。

「重度訪問介護」は、利用者数がやや増加している一方、利用延時間数がほぼ横ばいで推移しています。

「同行援護」は、利用者数、利用延時間数とも、ほぼ横ばいで、計画を下回って推移しています。

「行動援護」は、利用者数、利用延時間数とも、やや増加しており、計画を上回って推移しています。

「重度障害者等包括支援」は、県内に事業所がなく、利用実績もありません。

| 区分 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|-----------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 日夕公洪 | 利用者数(人/月) | 488 | 447 | 521 | 478 | 556 | 492 |
| 居宅介護 | 利用延時間数(時間/月) | 8, 397 | 7, 413 | 8,968 | 8, 016 | 9, 578 | 8, 397 |
| 重度訪問 | 利用者数(人/月) | 12 | 14 | 13 | 19 | 14 | 20 |
| 介護 | 利用延時間数(時間/月) | 3, 935 | 3, 579 | 4, 173 | 3, 597 | 4, 425 | 3, 597 |
| F1/47-144 | 利用者数(人/月) | 89 | 73 | 94 | 83 | 99 | 84 |
| 同行援護 | 利用延時間数(時間/月) | 2, 296 | 2,020 | 2, 380 | 2, 031 | 2, 467 | 1, 953 |
| ∕二壬L+亚∋# | 利用者数(人/月) | 6 | 11 | 13 | 21 | 14 | 22 |
| 行動援護 | 利用延時間数(時間/月) | 97 | 162 | 208 | 375 | 227 | 341 |

図表4-1 訪問系サービスの第5期計画と実績

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、「居宅介護」「行動援護」がやや増加し、「重度訪問介護」「同行援護」がほぼ横ばいで推移すると見込みます。

| 以表4ー2 訪問糸サードス(1)見込電 | 図表 4 - 2 | 訪問系サービスの見込量 |
|---------------------|----------|-------------|
|---------------------|----------|-------------|

| | 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|---------------|--------|--------|--------|
| 居宅介護 | 利用者数(人/月) | 507 | 523 | 538 |
| | 利用延時間数(時間/月) | 8, 651 | 8, 913 | 9, 183 |
| 重度訪問 | 利用者数(人/月) | 21 | 22 | 23 |
| 介護 | 利用延時間数(時間/月) | 3, 976 | 4, 165 | 4, 354 |
| 同行援護 | 利用者数(人/月) | 85 | 86 | 87 |
| | 利用延時間数(時間/月) | 2, 080 | 2, 104 | 2, 129 |
| / | 利 用 者 数 (人/月) | 23 | 28 | 33 |
| 行動援護 | 利用延時間数(時間/月) | 375 | 456 | 535 |

③ 見込量の確保策

「居宅介護」は、市内に67カ所(令和2年4月1日現在)の提供事業所、「重度訪問介護」は、市内に55カ所(令和2年4月1日現在)の提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、介護保険サービス事業所(訪問介護事業所)からの参入も見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

「同行援護」は、市内に10カ所(令和2年4月1日現在)の提供事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

「行動援護」は、市内に6カ所(令和2年4月1日現在)の提供事業所があり、現

在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。なお、著しく行動に障がいのある人の生活を支援するため、支援者養成研修への参加を働きかけ、サービスの向上を図ります。

なお、「重度障害者等包括支援」は、県内に提供事業所がなく、利用実績もないため、 見込みもありません。

2 日中活動系サービス

利用者のニーズに応じて、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所を提供するサービス)の確保と、必 要に応じて事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

(1) 生活介護

常時介護を必要とする障害支援区分が一定以上の障がいのある人に対し、主として昼間に、障害者支援施設や生活介護事業所において、入浴や排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。このサービスは、施設入所者も利用できます。

① 第5期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、ほぼ計画どおりに推移しています。

図表4-3 生活介護の第5期計画と実績

| E | 平成30年度 | | 令和え | 元年度 | 令和2年度 | |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 区分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 847 | 835 | 860 | 854 | 877 | 870 |
| 利用延日数(日/月) | 15, 819 | 15, 713 | 16, 126 | 16, 097 | 16, 438 | 16, 384 |

② 見込量

特別支援学校高等部卒業生による新規利用など、平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表4-4 生活介護の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|---------|---------|---------|
| 利用者数(人/月) | 886 | 903 | 920 |
| 利用延日数(日/月) | 16, 690 | 17, 001 | 17, 319 |

③ 見込量の確保策

市内に32カ所(定員数807(うち共生型80)、令和2年4月1日現在)の生活介護提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、事業所状況調査において新規開設等が見込まれることから、必要に応じて支援するなどし、見込量の確保に努めます。

(2) 自立訓練(機能訓練)

自立訓練(機能訓練)は、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人、また、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人に対し、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持、回復などのための訓練を行うサービスです。

① 第5期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、おおむね計画どおりに推移しています。

図表4-5 自立訓練(機能訓練)の第5期計画と実績

| ы /\ | 平成30年度 | | 令和方 | 元年度 | 令和2年度 | |
|------------|--------|----|-----|-----|-------|-----|
| 区 分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 利用延日数(日/月) | 20 | 20 | 20 | 21 | 20 | 21 |

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推 移すると見込みます。

図表4-6 自立訓練(機能訓練)の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/月) | 1 | 1 | 1 |
| 利用延日数(日/月) | 21 | 21 | 21 |

③ 見込量の確保策

県内に自立訓練(機能訓練)提供事業所はありませんが、県外の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(3) 自立訓練(生活訓練)

自立訓練(生活訓練)は、病院や施設を退院、退所した人、また、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人に対し、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持、向上などのための訓練を行うサービスです。

① 第5期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、やや増加しているものの、計画を下回って推移しています。

図表4-7 自立訓練(生活訓練)の第5期計画と実績

| | 平成3 | 0年度 | 令和え | 元年度 | 令和2 | 2年度 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 区 分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 42 | 31 | 45 | 36 | 49 | 39 |
| 利用延日数(日/月) | 617 | 500 | 676 | 609 | 740 | 644 |

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表4-8 自立訓練(生活訓練)の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/月) | 42 | 46 | 50 |
| 利用延日数(日/月) | 698 | 756 | 819 |

③ 見込量の確保策

市内に3カ所(定員数60、令和2年4月1日現在)の自立訓練(生活訓練)提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、事業所状況調査において新規開設等が見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

(4) 宿泊型自立訓練(生活訓練)

宿泊型自立訓練(生活訓練)は、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人に対し、居住の場を提供し、家事などの日常生活能力向上のための訓練や生活に関する相談、助言を行うサービスです。

① 第5期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、ほぼ横ばいで、計画を下回って推移しています。

図表4-9 宿泊型自立訓練(生活訓練)の第5期計画と実績

| 区分 | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|------------|--------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数 (人/月) | 23 | 14 | 25 | 12 | 26 | 13 |
| 利用延日数(日/月) | 591 | 353 | 638 | 314 | 689 | 334 |

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

図表 4-10 宿泊型自立訓練(生活訓練)の見込量

| 区分 | 区 分 令和3年度 | | 令和5年度 | |
|------------|-----------|-----|-------|--|
| 利用者数(人/月) | 14 | 15 | 16 | |
| 利用延日数(日/月) | 360 | 385 | 411 | |

③ 見込量の確保策

市内に2カ所(定員数40、令和2年4月1日現在)の宿泊型自立訓練(生活訓練) 提供事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(5) 就労移行支援

就労移行支援は、一般就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動やその他の活動の機会を通じて、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

① 第5期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、やや増加しているものの、計画を下回って推移しています。

図表 4-11 就労移行支援の第5期計画と実績

| E | 平成3 | 0年度 | 令和え | 元年度 | 令和 2 | 2年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区 分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 95 | 76 | 100 | 86 | 105 | 90 |
| 利用延日数(日/月) | 1, 510 | 1, 179 | 1, 590 | 1, 365 | 1, 669 | 1, 440 |

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表 4-12 就労移行支援の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 利用者数(人/月) | 93 | 96 | 98 |
| 利用延日数(日/月) | 1, 484 | 1, 529 | 1, 575 |

③ 見込量の確保策

市内に13カ所(定員数180、令和2年4月1日現在)の就労移行支援提供事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

引き続き、ハローワークや特別支援学校、相談支援事業所などの関係機関等との連携により、就労移行支援のさらなる利用促進を図ります。

(6) 就労継続支援(A型)

就労継続支援(A型)は、一般企業による雇用等が困難な障がいのある人に対し、 雇用契約などに基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の 機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービ スです。

① 第5期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、ほぼ横ばいで、計画を下回って推移しています。

図表4-13 就労継続支援(A型)の第5期計画と実績

| ы /\ | 平成3 | 0年度 | 令和え | 元年度 | 令和: | 2年度 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 区 分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 603 | 573 | 621 | 578 | 634 | 585 |
| 利用延日数(日/月) | 11, 766 | 11, 059 | 12, 105 | 11, 247 | 12, 361 | 11, 376 |

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえると、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

図表4-14 就労継続支援(A型)の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|---------|---------|---------|
| 利用者数(人/月) | 591 | 598 | 605 |
| 利用延日数(日/月) | 11, 506 | 11, 638 | 11, 771 |

③ 見込量の確保策

市内に37カ所(定員数673、令和2年4月1日現在)の就労継続支援(A型)提供事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(7) 就労継続支援(B型)

就労継続支援(B型)は、一般企業による雇用等が困難な障がいのある人に対し、 就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、 その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

① 第5期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、増加しており、計画を上回って推移しています。

図表4-15 就労継続支援(B型)の第5期計画と実績

| E | 平成3 | 0年度 | 令和え | 元年度 | 令和 2 | 2年度 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 区 分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 700 | 732 | 736 | 796 | 775 | 840 |
| 利用延日数(日/月) | 12, 849 | 13, 078 | 13, 528 | 13, 895 | 14, 243 | 14, 835 |

② 見込量

特別支援学校高等部卒業生による新規利用など、平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表 4-16 就労継続支援(B型)の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|---------|---------|---------|
| 利用者数(人/月) | 889 | 942 | 997 |
| 利用延日数(日/月) | 15, 708 | 16, 633 | 17, 613 |

③ 見込量の確保策

市内に51カ所(定員数1,090、令和2年4月1日現在)の就労継続支援(B型) 提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、事業所状況調査において新規開設 等が見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

(8) 就労定着支援

就労定着支援は、就労移行支援等の利用を経て、一般企業に雇用された障がいのある人に対し、一般就労に伴う生活の課題に対応できるよう、一般企業との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行うもので、平成30年度から開始されたサービスです。

① 第5期計画と実績

利用者数は、増加しているものの、計画を下回って推移しています。

図表4-17 就労定着支援の第5期計画と実績

| | 平成3 | 0年度 | 令和え | 元年度 | 令和: | 2年度 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 区 分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 26 | 1 | 52 | 13 | 78 | 27 |

② 見込量

厚生労働省が示す基本指針において、令和5年度の一般就労への移行者のうち、 就労定着支援事業の利用者の割合を7割とすることを目標としています。平成30 年度から令和2年度までの利用実績等も踏まえ、次のとおり見込みます。

図表 4-18 就労定着支援の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/月) | 33 | 39 | 46 |

③ 見込量の確保策

市内に5カ所(令和2年4月1日現在)の就労定着支援提供事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

引き続き、相談支援事業所などの関係機関等との連携により、就労定着支援のさらなる利用促進を図ります。

(9) 療養介護

療養介護は、医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に対し、 主として昼間に、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日 常生活の世話を医療機関で行うサービスです。

① 第5期計画と実績

利用者数は、横ばいで推移しています。

図表 4-19 療養介護の第5期計画と実績

| E | 平成3 | 0年度 | 令和え | 元年度 | 令和 2 | 2年度 |
|------------|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 区 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 46 | 45 | 48 | 44 | 50 | 44 |

② 見込量

障害児入所施設からの移行など、平成30年度から令和2年度までの利用実績等 を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表 4-20 療養介護の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用者数 (人/月) | 45 | 45 | 45 |

③ 見込量の確保策

市内に1カ所(定員数180、令和2年4月1日現在)の療養介護提供事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(10) 短期入所 (ショートステイ)

短期入所(ショートステイ)は、居宅において介護を行う人の疾病やその他の理由により、障がいのある人が施設へ短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを受けるサービスで、「福祉型」と「医療型」の2種類があります。なお、親なき後を見据え、自立するための訓練として定期的に利用する場合もあります。

① 第5期計画と実績

「福祉型」「医療型」の利用者数、利用延日数とも、やや増加しており、計画を上回って推移しています。

平成30年度 令和元年度 令和2年度 区 分 計画 実績 計画 実績 見込み 計画 利用者数(人/月) 118 141 131 153 131 145 福祉型 利用延日数(日/月) 454 524 502 536 502 509 利用者数(人/月) 79 79 65 73 79 69 医療型 利用延日数(日/月) 204 253 204 306 204 255

図表4-21 短期入所(ショートステイ)の第5期計画と実績

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績とともに、介助者へのレスパイトとともに障がいのある人の自立のための訓練を含めたニーズがあることから、「福祉型」「医療型」とも、引き続き、やや増加すると見込みます。

| | 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|------------|-------|-------|-------|
| /급기 표II | 利用者数(人/月) | 157 | 170 | 184 |
| 福祉型 | 利用延日数(日/月) | 551 | 597 | 646 |
| 15、井平山 | 利用者数(人/月) | 76 | 83 | 91 |
| 医療型 | 利用延日数(日/月) | 279 | 305 | 334 |

図表4-22 短期入所(ショートステイ)の見込量

③ 見込量の確保策

市内に17カ所(定員数111(うち共生型43)、令和2年4月1日現在)の短期入所(ショートステイ)提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、医療的ケアを必要とする障がいのある児童等の一時的な預け入れ先や介助者のレスパイトの観点から、新規事業者の参入の促進を図るなどし、見込量の確保に努めます。

3 居住系サービス

利用者にとって、真に必要な施設入所支援のサービスの確保を図るとともに、地域に おける居住の場である共同生活援助 (グループホーム) やひとり暮らしを支援する自立 生活援助のサービスを確保することにより、施設入所や入院からの地域生活への移行や 継続を支援します。

(1) 自立生活援助

自立生活援助は、施設入所や入院、グループホームの利用を経て、ひとり暮らしを希望する知的や精神に障がいのある人等に対し、地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応など一定期間にわたり行うもので、平成30年度から開始されるサービスです。

① 第5期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、市内に事業所がなく、利用実績もありません。

図表4-23 自立生活援助の第5期計画と実績

| E ./\ | 平成3 | 0年度 | 令和え | 元年度 | 令和 2 | 2年度 |
|------------|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 区 分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数 (人/月) | 13 | 0 | 13 | 0 | 19 | 0 |

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績はありませんが、次のとおり見込みます。

図表 4-24 自立生活援助の見込量

| 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用者数 (人/月) | 0 | 1 | 2 |

③ 見込量の確保策

市内に自立生活援助の提供事業所はありませんが、県内の提供事業所の利用により、見込量は確保できると考えます。

(2) 共同生活援助 (グループホーム)

共同生活援助(グループホーム)は、障がいのある人に対し、主として夜間に共同生活を営む居宅において日常生活上の援助を行うサービスです。なお、昼間は、日中活動系サービス等を利用します。

① 第5期計画と実績

利用者数は、やや増加しているものの、計画をやや下回って推移しています。

図表4-25 共同生活援助(グループホーム)の第5期計画と実績

| E // | 平成3 | 0年度 | 令和え | 元年度 | 令和 2 | 2年度 |
|------------|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 区 分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数 (人/月) | 266 | 254 | 292 | 270 | 318 | 302 |

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表4-26 共同生活援助(グループホーム)の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/月) | 314 | 326 | 338 |

③ 見込量の確保策

市内に49カ所(定員数285、令和2年4月1日現在)の共同生活援助(グループホーム)提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、事業所状況調査において新規開設等が見込まれることから、必要に応じて支援するなどし、見込量の確保に努めます。

(3) 施設入所支援

施設入所支援は、施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。なお、昼間は、施設障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型)を利用します。

① 第5期計画と実績

利用者数は、おおむね計画どおり推移しています。

図表4-27 施設入所支援の第5期計画と実績

| E | 平成3 | 0年度 | 令和力 | 元年度 | 令和 2 | 2年度 |
|------------|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 区分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数 (人/月) | 416 | 418 | 414 | 414 | 412 | 414 |

② 見込量

厚生労働省が示す基本指針において、令和元年度末の施設入所者数を令和5年度末までに1.6%以上削減するとしていますが、岐阜市においては、令和元年度末の施設入所者数421人の現状維持を見込みます。

図表4-28 施設入所支援の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用者数 (人/月) | 414 | 414 | 414 |

③ 見込量の確保策

市内に5カ所(定員数230、令和2年4月1日現在)の施設入所支援提供事業所があるなど、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

4 相談支援等

基幹相談支援センターとして、市内4カ所のサテライト(委託相談支援事業所)を通じて相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成、個別事例における専門的な助言や指導、情報の収集や提供等を行い、相談支援の質の向上に努めます。

(1) 相談支援

障がいのある人の相談支援には、「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」があります。「計画相談支援」は障害福祉サービスなどを利用するためのサービス等利用計画の作成や見直し、「地域移行支援」は入所している障がいのある人や入院している精神に障がいのある人が地域生活に移行するための相談、「地域定着支援」は施設・病院から退所・退院し、地域生活が不安定な障がいのある人に対して常時の連絡体制や緊急時の相談の支援等を行うサービスです。

① 第5期計画と実績

計画相談支援の利用者数は計画を上回って推移し、地域移行支援、地域定着支援の利用者数は、若干数となっています。

図表4-29 相談支援の第5期計画と実績

| □ /\ | 平成3 | 0年度 | 令和え | 元年度 | 令和: | 2年度 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 区 分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 計画相談支援利用者数(人/月) | 543 | 549 | 571 | 702 | 601 | 822 |
| 地域移行支援利用者数(人/月) | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 1 |
| 地域定着支援利用者数(人/月) | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、計画相談支援は引き続き増加し、地域移行支援、地域定着支援は、施設の入所者や病院の入院者の地域 生活への移行により、若干数あると見込みます。

図表4-30 相談支援の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 計画相談支援利用者数(人/月) | 847 | 872 | 899 |
| 地域移行支援利用者数(人/月) | 1 | 1 | 1 |
| 地域定着支援利用者数(人/月) | 1 | 1 | 1 |

③ 見込量の確保策

市内に34カ所(令和2年4月1日現在)の相談支援事業所があり、現在の利用 事業所により、見込量は確保できると考えます。

(2) 総合的・専門的な相談支援

身体障がい、知的障がい、精神障がい(高次脳機能障がいを含みます。)、発達障がい、難病等の障がい種別にかかわらず、これらの障がいのある人が必要な時に適切なサービスを受けられるよう、総合的、専門的な相談支援を行う体制を確保するものです。

引き続き、基幹相談支援センターとして、市内4カ所のサテライト(委託相談支援事業所)を通じて相談支援事業所との連携を強化し、個別事例における専門的な助言や指導等に努めます。

(3) 地域の相談支援体制の強化

障がいのある人が必要な時に適切なサービスを受けられるよう、相談支援体制の 強化に向け、相談支援事業所の人材育成や連携強化に取り組むものです。

引き続き、基幹相談支援センターとして、市内4カ所のサテライト(委託相談支援事業所)を通じて相談支援事業所との連携を強化し、相談支援事業所との情報共有や相談支援専門員の人材育成等に努めます。また、岐阜市障害者総合支援協議会を通じて地域の関係機関と連携を図り、障がいのある人を支えるネットワークの構築に努めます。

① これまでの実績

基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所の研修会を実施するとともに、 連携強化を図るため、岐阜市障害者総合支援協議会を開催しています。

図表 4-31 地域の相談支援体制の強化の実績

| 区分 | 平成30年度 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|--------------|--------------|---|-------|--|
| 研修会等実施 (回/年) | 7 | 6 | 6 | |
| 協議会開催(回/年) | 3 | 3 | 4 | |

② 見込量

過去3年間の実績を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表 4-32 地域の相談支援体制の強化の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 研修会等実施 (回/年) | 6 | 6 | 6 |
| 協議会開催(回/年) | 3 | 3 | 4 |

5 地域生活支援拠点等

国の基本指針においては、市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとしています。

地域生活支援拠点等の機能を確保(面的整備を推進)しつつ、充実に向け、毎年度、岐阜市障害者総合支援協議会において運用状況の検証及び検討に努めます。

① これまでの実績

地域生活支援拠点等の整備(面的整備)について協議を進めています。

② 見込量

地域生活支援拠点等の整備(面的整備)及び充実(運用状況を検証及び検討の実施)を目指し、次のとおり見込みます。

図表 4-33 地域生活支援拠点等の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 設置数(カ所) | 1 | 1 | 1 |
| 協議会開催(回/年) | 1 | 1 | 1 |

6 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムに よる審査結果、指導監査結果の共有を通じて障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加を通じて障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。

引き続き、岐阜県等が実施する研修等に積極的に参加し、事業所説明会等を通じてサービス提供事業者等との情報共有に努めます。

① これまでの実績

岐阜県等が実施する研修等に積極的に参加しています。

図表4-34 障害福祉サービス等に係る各種研修への参加実績

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|--------|-------|-------|
| 参加回数(回/年) | 1 | 1 | 1 |

② 見込量

過去3年間の実績を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-35 障害福祉サービス等に係る各種研修への参加の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 参加回数(回/年) | 1 | 1 | 1 |

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析、活用し、サービス 提供事業者等と情報共有を図る体制を構築することにより、障害福祉サービス等の 質の向上を図るものです。

引き続き、事業所説明会等を通じてサービス提供事業者等との情報共有に努めます。

① これまでの実績

事業所説明会を開催し、サービス提供事業者等との情報共有を図っています。

図表 4-36 事業所説明会の開催実績

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------|--------|-------|-------|
| 説明会開催(回/年) | 1 | 1 | 1 |

② 見込量

過去3年間の実績を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表 4-37 事業所説明会の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 説明会開催(回/年) | 1 | 1 | 1 |

(3) 指導監査結果の共有

指定障害福祉サービス事業者に対する指導監査を適正に実施するとともに、都道 府県等と連携して実施する指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果を 共有する体制を構築することにより、障害福祉サービス等の質の向上を図るもので す。

引き続き、指導監査の適正な実施と岐阜県等との情報共有に努めます。



第5章

地域生活支援事業



地域生活支援事業は、障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活をおくることができるよう、地域の特性やサービスの利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的、効率的に実施するものです。地域生活支援事業には、「必須事業」と市町村の判断により実施する「任意事業」があります。

地域生活支援事業を実施するにあたっては、効率性、効果性の観点から、真に必要なサービスの見直しなどを図るとともに、サービス利用に際しては、利用者負担など、公平性の確保に努めます。

1 必須事業

(1) 理解促進研修·啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、地域住民に対し、幅広く障がいや障がいのある人への理解を深めるため、イベントや広報活動等を行う事業です。

ポスターやパンフレットなどを通じて、岐阜市発の白杖SOSシグナルのシンボルマークを含む障がい者に関するマークやヘルプマークに対する正しい理解とともに、障がいの種類や特性、障がいのある人に対する理解と配慮について啓発を図っています。また、障がい者関係団体と連携し、障害者週間や世界自閉症啓発デーにあわせた啓発イベントを実施し、障がいのある人に対する理解の促進に努めています。引き続き、広報活動やイベント等の実施に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がいのある人やその家族、地域の住民などによる交流 活動などの自発的な取り組みを支援する事業です。

障がいのある人の交流などを推進する障がい者関係団体に対し、団体の運営に係る補助を実施しています。必要に応じて、団体と協議し、事業に係る補助の実施を検討します。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその介助者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のため、引き続き、以下の事業に取り組みます。

〇障害者相談支援事業

事業を効果的に実施するために、障害者生活支援センターを設置するとともに、障がいのある人等からの相談、必要な情報の提供や助言、権利擁護のための必要

な援助を専門性のある相談支援事業所に委託するほか、岐阜市障害者総合支援協議会により、地域の関係機関と連携を図り、障がいのある人を支えるネットワークの構築に努めます。

○基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター業務を行う組織を障がい福祉課に設置するとともに、上記の委託相談支援事業所を基幹相談支援センターのサテライトとし、専門的職員を配置することにより、機能の強化を図ります。障害者相談支援事業に加え、他の相談支援事業所などに対する専門的な指導や助言、情報の収集や提供、人材育成の支援、地域のさまざまな相談機関との連携強化、地域移行、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みなどを実施します。

○住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整、家主等への相談・助言などを行う事業です。引き続き、支援のあり方を検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的や精神に障がいのある単身世帯の人に対し、申し立てに要する費用など、制度を利用する際に必要な経費の一部を助成する事業です。

① 第5期計画と実績

利用者数は、計画を下回って推移しています。

図表5-1 成年後見制度利用支援事業の第5期計画と実績

| E // | 平成3 | 0年度 | 令和方 | 元年度 | 令和 2 | 2年度 |
|------------|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 区 分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数 (人/年) | 3 | 2 | 4 | 1 | 5 | 1 |

② 見込量

成年後見制度の利用の促進に関する法律を踏まえ、社会的に孤立しがちな知的 や精神に障がいのある人に対し、成年後見制度の積極的な活用を促進することに より、今後は徐々に増加すると見込みます。

図表5-2 成年後見制度利用支援事業の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用者数 (人/年) | 3 | 4 | 5 |

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見などの業務を適正 に行う法人を確保するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の支援を行う 事業です。引き続き、支援のあり方を検討します。

(6) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚障がいなどのため、意思疎通を図ることに支障がある 障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行うとともに、手話 通訳者を設置する事業です。

① 第5期計画と実績

手話通訳者派遣回数、要約筆記者派遣回数とも、おおむね横ばいで推移していますが、要約筆記者派遣回数は計画を下回って推移しています。

図表5-3 意思疎通支援事業の第5期計画と実績

| σ <i>Λ</i> | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|-----------------|--------|-----|-------|-----|-------|-----|
| 区分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 手話通訳者派遣回数 (回/年) | 312 | 360 | 348 | 361 | 387 | 324 |
| 要約筆記者派遣回数 (回/年) | 115 | 95 | 139 | 81 | 169 | 75 |
| 手話通訳者設置か所(か所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの事業実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推 移すると見込みます。

図表5-4 意思疎通支援事業の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 手話通訳者派遣回数 (回/年) | 340 | 360 | 360 |
| 要約筆記者派遣回数(回/年) | 90 | 100 | 100 |
| 手話通訳者設置か所(か所) | 1 | 1 | 1 |

③ 見込量の確保策

手話通訳者や要約筆記者の養成を図ることにより、見込量は確保できると考えます。

(7) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は、聴覚に障がいのある人などの 意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者などの広域的な派遣などを行う 事業です。岐阜県の事業の実施状況を踏まえつつ、必要に応じて、事業の実施を検 討します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成研修を実施する事業です。専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業は、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術、基本技術を習得する手話通訳者や要約筆記に必要な要約技術、基本技術を習得する要約筆記者の養成研修を行う事業です。なお、失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業については、岐阜県の事業の実施状況を踏まえつつ、必要に応じて、事業の実施を検討します。

① 第5期計画と実績

手話奉仕員養成研修は計画どおりですが、手話通訳者養成研修と要約筆記者養成研修は計画を下回って推移しています。

図表5-5 手話奉仕員養成研修事業等の第5期計画と実績

| F // | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|----------------|--------|----|-------|----|-------|-----|
| 区分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 手話奉仕員養成研修(人/年) | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 36 |
| 手話通訳者養成研修(人/年) | 20 | 10 | 20 | 10 | 20 | 9 |
| 要約筆記者養成研修(人/年) | 30 | 12 | 30 | 6 | 30 | 6 |

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの事業実績等を踏まえつつ、引き続き、啓発イベントにおいて手話教室や要約筆記教室を開催するなど、手話通訳者養成研修と要約筆記者養成研修への参加促進に努めることにより、次のとおり見込みます。

図表5-6 手話奉仕員養成研修事業等の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|-------|-------|-------|
| 手話奉仕員養成研修(人/年) | 40 | 40 | 40 |
| 手話通訳者養成研修(人/年) | 20 | 20 | 20 |
| 要約筆記者養成研修(人/年) | 30 | 30 | 30 |

(9) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、「介護・訓練支援用具(入浴担架、特殊寝台など)」「自立生活支援用具(入浴補助用具、便器など)」「在宅療養等支援用具(電気式たん吸引器など)」「情報・意思疎通支援用具(携帯用会話補助装置など)」「排泄管理支援用具(ストマ用装具、紙おむつなど)」「居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」の6種類の日常生活用具を給付する事業です。必要に応じて、対象品目の拡大を検討しています。

① 第5期計画と実績

いずれも、おおむね計画どおりに推移しています。

図表5-7 日常生活用具給付等事業の第5期計画と実績

(件/年)

| ω Λ | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 区 分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 介護・訓練支援用具 | 35 | 49 | 37 | 22 | 39 | 31 |
| 自立生活支援用具 | 88 | 48 | 91 | 95 | 95 | 95 |
| 在宅療養等支援用具 | 132 | 134 | 132 | 114 | 132 | 124 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 103 | 100 | 108 | 119 | 115 | 110 |
| 排泄管理支援用具 | 10, 823 | 10, 637 | 11, 082 | 10, 652 | 11, 347 | 10, 680 |
| 居宅生活動作補助用具 | 12 | 4 | 13 | 8 | 14 | 10 |

② 見込量

いずれも、平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、おおむね横ばいで推移すると見込みます。

図表5-8 日常生活用具給付等事業の見込量 (件/年)

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 介護・訓練支援用具 | 35 | 35 | 35 |
| 自立生活支援用具 | 95 | 95 | 95 |
| 在宅療養等支援用具 | 130 | 130 | 130 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 110 | 110 | 110 |
| 排泄管理支援用具 | 10, 700 | 10, 800 | 10, 900 |
| 居宅生活動作補助用具 | 10 | 10 | 10 |

(10) 移動支援事業

移動支援事業は、屋外における移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上 必要不可欠な外出や余暇活動等に参加するため、外出時の移動を支援する事業です。

① 第5期計画と実績

利用者数、利用延時間数ともに、やや減少しており、計画を下回って推移しています。

図表5-9 移動支援事業の第5期計画と実績

| ы /\ | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 区 分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/年) | 307 | 256 | 310 | 236 | 313 | 236 |
| 利用延時間数(時間/年) | 28, 369 | 26, 736 | 28, 945 | 23, 502 | 29, 532 | 20, 142 |

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績ではやや減少していますが、今後、 障がい者の社会参加の促進を図ることにより、次のとおり見込みます。

図表5-10 移動支援事業の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|---------|---------|---------|
| 利用者数(人/年) | 282 | 282 | 282 |
| 利用延時間数(時間/年) | 24, 067 | 24, 067 | 24, 067 |

③ 見込量の確保策

既存の登録移動支援提供事業所(令和2年4月1日現在45カ所)に加え、今後 も新規事業者の参入が見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

(11) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、障がいのある人に対し、地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行う事業です。

① 第5期計画と実績

利用者数は、やや増加していますが、計画を下回って推移しています。

図表5-11 地域活動支援センター事業の第5期計画と実績

| 平成30年 | | 0年度 | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|------------|-----|-----|-------|-----|-------|-----|
| 区 分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 事業所数(か所) | 7 | 7 | 7 | 7 | 8 | 7 |
| 利用者数 (人/年) | 718 | 641 | 725 | 668 | 731 | 681 |

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表5-12 地域活動支援センター事業の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 事業所数(か所) | 7 | 7 | 7 |
| 利用者数 (人/年) | 694 | 707 | 720 |

③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(12) 障害児等療育支援事業

在宅の障がいのある児童に対し、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、障がいのある児童が通う保育所や障害児通所支援事業所などの職員の療育技術の指導、療育機関に対する支援を行う事業です。引き続き、必要な支援を行います。

(13) 広域的な支援事業 (精神障害者地域生活支援広域調整等事業)

精神に障がいのある人が自立した日常生活や社会生活をおくるために必要な広域調整会議の開催等を行う事業です。必要に応じて、関係市町村等と協議します。

2 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、身体に重度の障がいのある人の居宅を訪問し、入浴サービスを提供する事業です。

① 第5期計画と実績

利用者数は、ほぼ横ばいで、計画を下回って推移しています。

図表5-13 訪問入浴サービス事業の第5期計画と実績

| ы /\ | 平成30年度 | | 令和方 | 元年度 | 令和2年度 | |
|------------|--------|----|-----|-----|-------|-----|
| 区分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数 (人/年) | 73 | 55 | 85 | 52 | 98 | 52 |

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

図表5-14 訪問入浴サービス事業の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用者数 (人/年) | 54 | 55 | 57 |

③ 見込量の確保策

既存の登録訪問入浴サービス事業所(令和2年4月1日現在7カ所)により、 見込量は確保できると考えます。

(2) 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がいのある人の日中における活動の場を一時的に提供することにより、その介助者の就労支援やレスパイトを提供する事業です。平成26年度より医療的ケアの必要な重度の障がいのある人を対象とした加算を創設しました。

① 第5期計画と実績

利用者数は、ほぼ横ばいで、計画を下回って推移しています。

図表5-15 日中一時支援事業の第5期計画と実績

| | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|------------|--------|----|-------|-----|-------|-----|
| 区分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数 (人/年) | 132 | 89 | 135 | 100 | 137 | 100 |

② 見込量

日中一時支援事業の利用者は、放課後等デイサービスへの移行による減少が見られますが、医療的ケアの必要な重度の障がいのある人のニーズもあり、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

図表5-16 日中一時支援事業の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用者数 (人/年) | 102 | 104 | 106 |

③ 見込量の確保策

既存の登録日中一時支援事業所(令和2年4月1日現在24カ所)により、見込量は確保できると考えます。

(3) 福祉ホーム事業

福祉ホームは、住居を求めている障がいのある人に対し、低額な料金で居室その 他の設備を提供する事業です。

① 第5期計画と実績

福祉ホーム事業は実施していませんでしたが、県外施設の利用実績が若干数ありました。

② 見込量

福祉ホーム事業を開始する事業所があるため、次のとおり見込みます。

図表5-17 福祉ホーム事業の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用者数 (人/年) | 5 | 10 | 10 |

(4) 盲人ホーム

盲人ホームは、あん摩師、はり師、きゅう師の免許を有する視覚に障がいのある 人に対し、必要な技術の指導を行うものです。

① 第5期計画と実績

盲人ホームとして白杖園を設置しています。

② 見込量

盲人ホームは既存施設を維持します。

(5) 社会参加支援

障がいのある人の社会参加を促進するため、引き続き、以下の事業を実施します。

〇障がい者芸術祭

12月3日から9日までの障害者週間にあわせ、障がいのある人の芸術活動に関する発表の場を提供するとともに、障がいのある人と市民の交流を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための機会を提供するものです。

〇広報ぎふ点字版等発行

文字による情報入手が困難な障がいのある人に対し、点訳や音声訳により、岐阜市からの広報や視覚障がい関係事業の紹介、生活情報、その他障がいのある人が地域生活をする上で必要性の高い情報などを定期的に提供するものです。

〇自動車改造費助成

身体に障がいのある人が、就労などのため、自らが所有する自動車を運転しや すいように改造するために必要な費用の一部を助成するものです。

① 第5期計画と実績

広報ぎふの発行部数、自動車改造費助成ともに、計画どおりに推移しています。

図表5-18 社会参加支援の第5期計画と実績

| E | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 広報ぎふ点字版発行(部/年) | 4, 320 | 4, 320 | 4, 320 | 4, 320 | 4, 320 | 4, 320 |
| 広報ぎふ録音版発行(部/年) | 1, 560 | 1, 560 | 1, 560 | 1, 560 | 1, 560 | 1, 560 |
| 自動車改造費助成(人/年) | 12 | 13 | 12 | 13 | 12 | 12 |

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、広報ぎふの発行部数、 自動車改造費助成は、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

図表5-19 社会参加支援の見込量

| 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 広報ぎふ点字版発行(部/年) | 4, 320 | 4, 320 | 4, 320 |
| 広報ぎふ録音版発行(部/年) | 1, 560 | 1, 560 | 1, 560 |
| 自動車改造費助成(人/年) | 13 | 13 | 13 |

(6) 障害者虐待防止対策支援

障がいのある人への虐待を未然に防止し、早期発見と迅速な対応を図る障がい者 虐待防止センター機能を備えるため、引き続き、専門職員を配置します。

(7) その他の日常生活支援

このほか、引き続き、以下の事業を実施します。

○福祉電話の貸与

電話回線の設置が困難な聴覚に障がいある人や外出困難な身体に障がいのある 人に対し、外部とのコミュニケーションや緊急連絡手段を確保するものです。

○緊急通報装置の貸与

家庭における急病や事故に備え、ひとり暮らしの障がいのある人の自宅に緊急 通報装置を設置し、ペンダントや通報装置の非常ボタンを押すことにより、消防 署につながり救急車や協力員が駆けつけるものです。

〇人体感知センサーの貸与

利用者が日常生活している動きを感知しやすい場所にセンサーを設置し、常時電話回線で監視センターへ感知情報を送信することにより、安否確認を行うものです。

○愛の一声運動

愛の一声運動推進員が障がいのある人の自宅を訪問し、一声かけることにより 安否確認を行うものです。

(8) 巡回支援専門員整備(就学前巡回相談事業)

発達障がいや発達の遅れのある児童が入所する保育所(園)や認定こども園、幼稚園等に、巡回相談員を派遣し、児童やその保護者、保育者の困り感の低減、解消を図るため、保育参観や面談を通じて、保育の方向性や具体的な支援方法などの相談を行う事業です。引き続き、巡回相談員を派遣し、保育の質の向上など、支援体制の整備に努めます。



第6章

障害児通所支援サービス等



1 障害児通所支援

利用者のニーズに応じて、障害児通所支援サービス(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を提供するサービス)の確保と、必要に応じて事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

(1) 児童発達支援

児童発達支援は、集団療育や個別療育を行う必要がある未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への 適応訓練などの支援を行うサービスです。

① 第1期計画と実績

利用児数 (人/月)

利用延日数 (日/月)

利用児数、利用延日数ともに、増加しており、計画を上回って推移しています。

223

2,604

206

2,527

256

2,959

令和2年度

216

2,657

見込み

256

2,974

| | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 4,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 7.F. I - 2 - 7 - 17. | • | | |
|---|---|---|----------------------|----|----|----|
| | 平成3 | 0年度 | 令和方 | 令和 | | |
| 区 | 分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 |

196

2,403

図表6-1 児童発達支援の第1期計画と実績

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると 見込みます。

図表6-2 児童発達支援の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 利用児数(人/月) | 294 | 339 | 389 |
| 利用延日数(日/月) | 3, 420 | 3, 933 | 4, 523 |

③ 見込量の確保策

市内に28カ所(定員数354、令和2年4月1日現在)の児童発達支援提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、事業所状況調査において新規開設等が見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

(2) 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援は、肢体不自由の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援や治療を行うサービスです。

① 第1期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、横ばいで、計画を下回って推移しています。

図表6-3 医療型児童発達支援の第1期計画と実績

| F / | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|------------|--------|-----|-------|-----|-------|-----|
| 区 分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用児数 (人/月) | 55 | 42 | 55 | 44 | 55 | 44 |
| 利用延日数(日/月) | 332 | 226 | 332 | 238 | 332 | 237 |

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推 移すると見込みます。

図表6-4 医療型児童発達支援の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用児数(人/月) | 46 | 46 | 46 |
| 利用延日数(日/月) | 249 | 249 | 249 |

③ 見込量の確保策

市内に2カ所(令和2年4月1日現在)の医療型児童発達支援提供事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(3) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、就学している障がいのある児童に、放課後や学校の休業日において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

① 第1期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、おおむね計画どおりに推移し、増加しています。

図表6-5 放課後等デイサービスの第1期計画と実績

| υ | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|------------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 区 分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用児数(人/月) | 709 | 756 | 777 | 813 | 839 | 854 |
| 利用延日数(日/月) | 9, 923 | 9, 997 | 10, 789 | 10, 983 | 11, 512 | 11, 410 |

② 見込量

特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童の利用状況などから、今後も、増加すると見込みます。

図表6-6 放課後等デイサービスの見込量

| 区分 | 区 分 令和3年度 | | 令和5年度 | |
|------------|-----------|---------|---------|--|
| 利用児数 (人/月) | 896 | 941 | 988 | |
| 利用延日数(日/月) | 11, 981 | 12, 580 | 13, 209 | |

③ 見込量の確保策

市内に64カ所(定員数703(うち共生型38)、令和2年4月1日現在)の放課後等デイサービス提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、事業所状況調査において新規開設等が見込まれること、また、今後も新規事業者の参入が見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

(4) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、訪問支援員が障がいのある児童の通う保育所(園)や幼稚園などを訪問し、障がいのある児童が集団生活において他の児童と適応するための専門的な支援を行うサービスです。

① 第1期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、横ばいで推移しています。

図表6-7 保育所等訪問支援の第1期計画と実績

| | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|------------|--------|----|-------|----|-------|-----|
| 区 分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用児数 (人/月) | 19 | 24 | 21 | 24 | 24 | 24 |
| 利用延日数(日/月) | 36 | 39 | 42 | 38 | 48 | 39 |

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推 移すると見込みます。

図表6-8 保育所等訪問支援の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用児数(人/月) | 24 | 24 | 24 |
| 利用延日数(日/月) | 39 | 39 | 39 |

③ 見込量の確保策

市内に7カ所(令和2年4月1日現在)の保育所等訪問支援提供事業所があり、 現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、重度の障がいなどのために外出が著しく困難な障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行うもので、平成30年度から開始されたサービスです。

① 第1期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、市内に事業所がなく、利用実績もありません。

図表6-9 居宅訪問型児童発達支援の第1期計画と実績

| E 7 | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|------------|--------|----|-------|----|-------|-----|
| 区 分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用児数(人/月) | 6 | 0 | 7 | 0 | 8 | 0 |
| 利用延日数(日/月) | 36 | 0 | 42 | 0 | 48 | 0 |

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績はありませんが、次のとおり見込みます。

図表6-10 居宅訪問型児童発達支援の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用児数(人/月) | 0 | 1 | 1 |
| 利用延日数(日/月) | 0 | 6 | 6 |

③ 見込量の確保策

市内に2カ所(令和2年4月1日現在)の居宅訪問型児童発達支援提供事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

2 障害児相談支援等

(1) 障害児相談支援

障害児相談支援は、障がいのある児童が障害児通所支援を利用する際に利用計画を作成し、利用開始以降、一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行うサービスです。基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成や個別事例における専門的な助言、指導を行い、相談支援の質の向上に努めます。

① 第1期計画と実績

児童発達支援の利用などから、利用児数は増加しており、計画をやや上回って推移しています。

図表6-11 障害児相談支援の第1期計画と実績

| ₩ /\ | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|-----------|--------|-----|-------|-----|-------|-----|
| 区 分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用児数(人/月) | 221 | 208 | 256 | 266 | 292 | 316 |

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表6-12 障害児相談支援の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用児数(人/月) | 344 | 375 | 409 |

③ 見込量の確保策

市内に24カ所(令和2年4月1日現在)の障害児相談支援事業所があり、現在 の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(2) 医療的ケア児支援コーディネーター

医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築に向け、多分野にまたがる支援の 利用を調整するコーディネーターを配置するものです。

① 見込量

現在、コーディネーター4人を配置しており、次のとおり見込みます。

図表6-13 医療的ケア児支援コーディネーターの見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 配置人数(人) | 4 | 4 | 4 |

② 見込量の確保策

既に配置されている4人の確保を図ります。

3 障がいのある児童の子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援事業等の利用を希望する障がいのある児童が、適切な支援等を受けられるよう、保育所(園)・認定こども園、放課後児童健全育成事業における体制の整備に努めます。

(1) 保育所(園)・認定こども園

保育所(園)は、施設により異なりますが、0歳から5歳までの児童のうち、保護者が就労等のために家庭で保育できない児童を、保護者に代わって保育する施設です。

認定こども園は、施設により異なりますが、保育が必要な0歳から2歳までの児童と、保護者の就労等の有無にかかわらず3歳から5歳までの児童が利用できる、保育と教育を一体的に行う施設です。

ともに、障がいのある児童の支援も行っています。

① 第1期計画と実績

障がいのある児童の利用は、ほぼ横ばいで、計画を下回って推移しています。

図表6-14 保育所(園)・認定こども園の障がいのある児童の第1期計画と実績

| E | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|-----------|--------|-----|-------|-----|-------|-----|
| 区 分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 利用児数(人/月) | 150 | 130 | 150 | 136 | 150 | 129 |

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

図表6-15 保育所(園)・認定こども園の障がいのある児童の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 利用児数(人) | 130 | 140 | 140 |

③ 見込量の確保策

障がいのある児童の利用実績のある35カ所(令和2年4月1日現在)の保育所(園)・認定こども園により、見込量は確保できると考えます。

(2) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童の居場所を確保するため、主に小学校の余裕教室を活用して実施し、障がいのある児童の支援も行っています。

① 第1期計画と実績

障がいのある児童の利用は、ほぼ横ばいで、計画を上回って推移しています。

図表6-16 放課後児童健全育成事業の障がいのある児童の第1期計画と実績

| F / | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|-----------|--------|-----|-------|-----|-------|-----|
| │ | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 利用児数(人/月) | 113 | 150 | 113 | 136 | 113 | 135 |

② 見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

図表6-17 放課後児童健全育成事業の障がいのある児童の見込量

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 利用児数(人) | 135 | 140 | 140 |

③ 見込量の確保策

障がいのある児童の利用実績のある33カ所(令和2年4月1日現在)における 放課後児童健全育成事業の実施により、見込量は確保できると考えます。



第7章

計画の推進に向けて



1 推進体制

(1) 総合的な推進体制

障害福祉サービス等や障害児通所支援サービス等をはじめとする、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進等するため、障害者基本法第36条第4項の規定に基づく「岐阜市障害者施策推進協議会」を設置しています。岐阜市障害者施策推進協議会は、岐阜市障害者計画や岐阜市障害福祉計画・岐阜市障害児福祉計画の策定について審議するとともに、障がい者施策の推進について調査、審議し、実施状況を監視等することとしています。そのため、有識者や障がい者関係団体等の代表者、関係行政機関の職員などにより構成し、幅広い意見の聴取に努めています。

第6期岐阜市障害福祉計画・第2期岐阜市障害児福祉計画の推進にあたっては、 岐阜市障害者施策推進協議会において、障害福祉サービス等や障害児通所支援サー ビス等の実施状況について監視等するとともに、関係部局の連携や市民との協働の 一層の推進を図ります。

(2) 関係機関との連携支援体制

関係機関との緊密な連携を図るため、岐阜市では、障害者総合支援法第89条の3の規定に基づく「岐阜市障害者総合支援協議会」を設置しています。岐阜市障害者総合支援協議会は、福祉、医療・保健、教育、就労などの分野の支援者や有識者、障がい者関係団体等の代表者、関係行政機関の職員などにより構成し、連携の緊密化を図り、障がいのある人の支援やその体制の整備について協議することとしています。

さらに、課題ごとに専門部会を設け、関係機関などとの連携、協議を行っています。

障がいのある人に対する虐待の防止に向けては、専門部会において、警察、弁護士会、法務局、岐阜県障害者権利擁護センター、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、民生委員・児童委員、関係職員などからなるネットワークの構築に取り組むとともに、必要に応じて、ケース会議を開催するなど、関係機関の連携を図っています。

今後も、岐阜市障害者総合支援協議会を通じて、関係機関と緊密に連携し、障がいのある人の支援やその体制の整備を図ります。

2 進捗管理

(1) 進捗の把握と分析・評価

第6期岐阜市障害福祉計画・第2期岐阜市障害児福祉計画に示す成果目標については、毎年、進捗を把握し、分析・評価を行い、その結果について、岐阜市障害者施策推進協議会において審議します。なお、活動指標(障害福祉サービス等と障害児通所支援サービス等の見込量)については、適宜、進捗の把握に努めます。

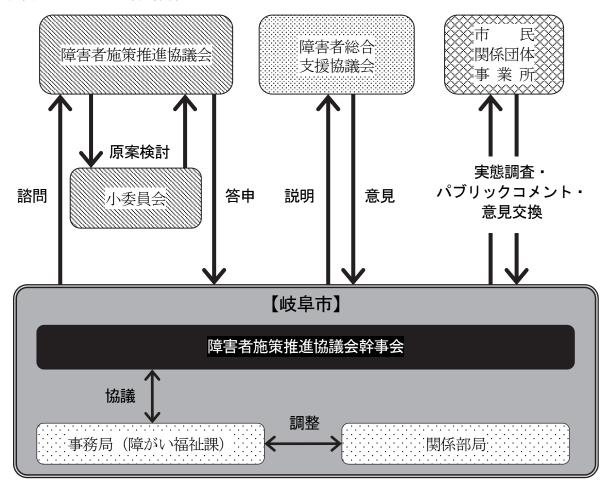
(2) 計画や方策の見直し

第6期岐阜市障害福祉計画・第2期岐阜市障害児福祉計画の成果目標の分析・評価の結果や岐阜市障害者施策推進協議会における審議、さらには、経済や社会の情勢の変化、共生型サービスの進展などの国の障がい者施策や関連施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、計画や方策の見直しを行います。

1 計画策定の方法

計画の策定に先立って、障がいのある人や関係団体、障害福祉サービス等を提供している事業所の意見やニーズを把握するために、実態調査や意見交換等を行いました。これらを通して把握した障がいのある人を取り巻く現状と課題を踏まえて、計画づくりに取り組みました。計画案の作成にあたっては、岐阜市障害者施策推進協議会とともに、岐阜市障害者総合支援協議会より意見をいただきました。

図表8-1 計画の策定体制



2 計画の諮問機関等

(1) 岐阜市障害者施策推進協議会

〇岐阜市障害者施策推進協議会条例

平成8年3月29日 条例第5号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第36条第4項の規定に基づき、 本市に岐阜市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 法第11条第3項に規定する市町村障害者計画に関し、同条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
 - (2) 本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査 審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - (3) 本市における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
 - (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画に関し、同条第10項に規定する事項を処理すること。
 - (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画に 関し、同条第10項に規定する事項を処理すること。

(組織等)

- 第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 関係行政機関の職員
 - (2) 識見を有する者
 - (3) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者
 - (4) 公募に応じた市民
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- **3** 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会は、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会)

- 第6条 協議会に、協議会の調査審議を補助するため、幹事長及び幹事で組織する幹事会を置く ことができる。
- 2 幹事長及び幹事は、関係機関の職員及び市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 第7条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第24号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第91号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成15年条例第12号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第55号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において委員である者の任期は、この条例による改正前の岐阜市 障害者施策推進協議会条例第3条第3項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則(平成20年条例第14号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第17号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第13号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

〇岐阜市障害者施策推進協議会委員名簿

【委員任期】令和2年5月1日~令和5年4月30日

【委員数】28人 (⑥:会長)

| | 所属 | 職名 | 氏 名 | 小委員会 |
|--------------------|-------------------------------|-------|--------|---------|
| 関係行政機関の | 岐阜県健康福祉部障害福祉課 | 課長 | 関谷 英治 | |
| 職員 | 岐阜公共職業安定所 | 所長 | 古田 隆司 | |
| | 国立大学法人 岐阜大学 | 教授 | ◎池谷 尚剛 | 0 |
| | 公立大学法人 岐阜県立看護大学 | 教授 | 岡永真由美 | \circ |
| | 一般社団法人 岐阜市医師会 | 理事 | 山賀 寛 | |
| 識見を有する者 | 独立行政法人 国立病院機構長良医療 センター | 院長 | 松久 卓 | |
| | 岐阜市小中学校長会 | 会長 | 鵜飼高男 | |
| | 岐阜商工会議所 | 専務理事 | 森 健二 | |
| | 岐阜市身体障害者福祉協会 | 会長 | 五十川勝也 | 0 |
| | 岐阜地区知的障がい者育成会 | 会長 | 春見 鉃男 | 0 |
| | 岐阜市視覚障害者福祉協会 | 会長 | 戸谷 幸治 | 0 |
| | 岐阜市聴覚障害者協会 | 副会長 | 五十嵐智美 | \circ |
| | 岐阜市肢体不自由児者父母の会 | 会長 | 安藤 光昭 | \circ |
| | 特定非営利活動法人 障害者自立センターつっかいぼう | 理事長 | 吉田、朱美 | 0 |
| | 特定非営利活動法人 岐阜県難病団体連絡協議会岐阜支部 | 支部長 | 日比野房子 | 0 |
| 障がい者及び障 がい者の福祉に | 岐阜県自閉症協会岐阜市ブロック | ブロック長 | 水野佐知子 | \circ |
| 関する事業に従 | 岐阜市重症心身障害児(者)を守る会 | 会長 | 山田 稔 | \circ |
| 事する者 | 岐阜市あけぼの会 (精神障害者家族会) | 会長 | 熊谷 久子 | \circ |
| | 岐阜市立岐阜特別支援学校PTA | 会長 | 足立 麻美 | \circ |
| | 社会福祉法人 いぶき福祉会 | 専務理事 | 北川 雄史 | |
| | 社会福祉法人 岐東福祉会 | 施設長 | 横山 貴洋 | |
| | 社会福祉法人 舟伏 | 副理事長 | 森 敏幸 | |
| | 岐阜市立岐阜特別支援学校 | 校長 | 堀江 秀樹 | |
| | 岐阜市民生委員·児童委員協議会 | 理事 | 加藤 良三 | |
| | 社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会 | 常務理事 | 島塚 英之 | |
| | 社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団 | 理事長 | 若山 和明 | |
| 公募市民 | | | 大西 由香 | |
| ークロン | | | 加藤千津子 | |

※敬称略

(2) 岐阜市障害者総合支援協議会

〇岐阜市障害者総合支援協議会要綱

平成19年2月1日 決裁 平成19年4月1日 改正 平成20年4月1日 改正 平成21年4月1日 改正 平成22年4月1日 改正 平成24年4月1日 改正 平成25年4月1日 改正 平成26年3月28日 改正

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。 以下「法」という。)第89条の3第1項の規定に基づき、本市に岐阜市障害者総合支援協議会 (以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 地域における障害者又は障害児(以下「障害者等」という。) への支援体制についての協議に関すること。
 - (2) 関係機関の連携の緊密化を図ること。
 - (3) 地域の実情に応じた体制の整備についての協議に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織等)

- 第3条 協議会は、15人以内をもって組織する。
- 2 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 障害者等及びその家族で、障害者関係団体の推薦するもの
 - (2) 障害者等の保健、医療、福祉、教育又は雇用関係者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) 市職員
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- **3** 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- **3** 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務 を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- **3** 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞く ことができる。

(専門部会)

- 第6条 会長は、事務を円滑に進めるため、専門部会を置くことができる。
- 2 部会について必要な事項は、別に定める。

(秘密保持)

- 第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (庶務)
- 第8条 協議会の庶務は、福祉事務所障がい福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附目

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

〇岐阜市障害者総合支援協議会委員名簿

【委員任期】令和2年5月18日~令和3年3月31日

【委員数】15人 (◎:会長)

| 所 属 | 職名 | 氏 | 名 |
|-------------------------------|-----------------|--------|----|
| 岐阜県障害者権利擁護センター | 専任相談員 | 伊佐地みどり | |
| 岐阜市身体障害者福祉協会 | 会長 | 五十川 | 勝也 |
| 岐阜地区知的障がい者育成会 | 会長 | 春見 | 鉃男 |
| 社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団 | 障害福祉サービス事業統括施設長 | 川上 | 宏二 |
| 社会福祉法人 いぶき福祉会 | 専務理事 | 北川 | 雄史 |
| 岐阜県相談支援事業者連絡協議会 | 幹事 | 源内 | 諭史 |
| 公立大学法人 岐阜県立看護大学 | 准教授 | 茂本 | 咲子 |
| 社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会 | 常務理事 | ◎島塚 | 英之 |
| 岐阜公共職業安定所 | 統括職業指導官 | 高原 | 達夫 |
| 一般社団法人 岐阜県ソーシャルワーカー協会 | 会長 | 武山 | 修 |
| 岐阜市中ブロック機能強化型 地域包括支援センター | 主任介護支援専門員 | 中村 | 美玲 |
| 岐阜市立岐阜特別支援学校 | 校長 | 堀江 | 秀樹 |
| 岐阜県自閉症協会岐阜市ブロック | ブロック長 | 水野佐 | 知子 |
| 社会福祉法人 舟伏 | 副理事長 | 森 | 敏幸 |
| 岐阜市民生委員・児童委員協議会 | 理事 | 山田 | 祐理 |

※敬称略

3 計画策定の経過

| 年 月 日 | 内 容 | | |
|----------------------|---|--|--|
| 令和元年11月1日~11月15日 | 実態調査 | | |
| 令和2年6月29日~7月17日 | 障がい関係団体等との意見交換 | | |
| 令和2年8月3日 | 第1回 岐阜市障害者施策推進協議会 (第6期岐阜市障害福祉計画・第2期岐阜市障害児福祉 計画の策定について等) | | |
| 令和2年9月8日~25日 | 事業所状況調査 | | |
| 令和2年10月15日 | 第1回 岐阜市障害者施策推進協議会小委員会 (第6期岐阜市障害福祉計画・第2期岐阜市障害児福祉 計画(素案)について) | | |
| 令和2年10月21日 | 第2回 岐阜市障害者総合支援協議会 (第6期岐阜市障害福祉計画・第2期岐阜市障害児福 祉計画(原案)について) | | |
| 令和2年11月10日 | 第2回 岐阜市障害者施策推進協議会 (第6期岐阜市障害福祉計画・第2期岐阜市障害児福 祉計画(原案)について) | | |
| 令和2年12月15日~令和3年1月15日 | パブリックコメント 第6期岐阜市障害福祉計画・第2期岐阜市障害児福祉 計画(案)→2通(3件) | | |
| | 岐阜県への意見聴取 (第6期岐阜市障害福祉計画・第2期岐阜市障害児福祉 計画(案)について) | | |
| 令和3年2月16日 | 第3回 岐阜市障害者施策推進協議会 (第6期岐阜市障害福祉計画・第2期岐阜市障害児福祉 計画(最終案)について) | | |
| 令和3年3月5日 | 「第6期岐阜市障害福祉計画・第2期岐阜市障害児福祉 計画」の決定 | | |

誰もが自立してともに暮らすまちをめざして 第6期 岐阜市障害福祉計画 第2期 岐阜市障害児福祉計画

| 発行年月 | | 令和3年3月 |
|------|---|---|
| 発 | 行 | 岐阜市 〒500-8701 岐阜市今沢町18番地 TEL 058-214-2137 FAX 058-265-7613 |
| 編 | 集 | 福祉部 障がい福祉課 |

